

## 令和元年白浜町議会第2回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和元年6月17日白浜町議会第2回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和元年6月17日10時01分

1. 閉 議 令和元年6月17日15時21分

1. 散 会 令和元年6月17日15時21分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名  
出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	寺脇孝男	住民保健課長	中本敏也
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	泉芳明
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	久保道典
消防長	大谷哲也		
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

## 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 1. 会議に付した事件

日程第1

### 1. 会議の経過

#### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和元年第2回定例会2日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

本日、玉置会計管理者から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

#### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程についてはお手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

#### ○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

本日は暑いので上着を脱いで結構かと思えます。

これより本日の会議を開きます。

---

### (1) 日程第1 一般質問

#### ○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

5番 丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は、60分でございます。丸本君の質問事項は、1つとして、使用済核燃料核のごみ受け入れ拒否の条例の制定について、2つとして、災害対策についてであります。まず、使用済核燃料核のごみ受け入れ拒否の条例の制定についての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

## ○5 番

皆さん、おはようございます。5番丸本安高です。今議会は、使用済核燃料核のごみ受け入れ拒否の条例制定を求める質問と、2つ目は災害対策。この2点について通告をしております。

それでは、まず最初に、昨年の6月議会、ことしの3月議会に続き、使用済核燃料核のごみ受け入れ拒否の条例制定を町長に求める質問をさせていただきます。

使用済核燃料核のごみ受け入れ拒否の条例制定については、今申し上げたとおり、2度にわたり議会で取り上げてまいりましたが、条例制定に前向きな答弁をいただくことはできておりません。

使用済核燃料の中間貯蔵施設受け入れ拒否の条例についての町長答弁を聞いて、私はもちろんのこと、少なからず不安を抱く住民がおられました。中間貯蔵施設を受け入れる考えはない。また、事業者等から申し入れがあったとしても協議を行う考えはないと、昨年の9月議会の挨拶、所信表明で述べられています。ことしの3月議会においては、受け入れる考えはないと申し上げたところであり、条例制定の必要性はないと答弁をされております。受け入れる考えはないのであれば、受け入れ拒否の条例をなぜつけれないのか、理解に苦しむところでもあります。

受け入れ容認の考えが少しでもあれば、拒否の条例制定をすることには難色を示すことになってくるのは理解できるところでございます。昨年の9月議会での所信表明、中間貯蔵施設を受け入れる考えはない。話し合いの協議にも応じない。この言葉が本心から出ているのであれば、受け入れ拒否の条例をつくと議会で答弁できるはずだと思いますが、拒否の条例をつくと答弁すべきではないでしょうか。

## ○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

## ○番 外（町 長）

ただいま、丸本議員より使用済核燃料受け入れ拒否の条例の制定についてのご質問をいただきました。

前回も答弁いたしました。中間貯蔵施設や最終処分場を受け入れる考えはないと表明したところであり、この発言は私の本心であります。私としましては、受け入れる考えはないと表明している以上、条例制定の必要性はないと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

## ○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

条例をつくれないのであれば、私は、町長が今申し上げたほかに何か理由があると思うんですよ。ことしの3月の会議録をよく読んでみますと、次のように答弁しております。今現在、私自身が受け入れる考えはないというふうに、明確に今までも答弁してまいりました。条例制定の必要は、今現在は全くないというふうに考えてございますと答弁されております。

関西電力は、2020年を念頭に、できるだけ早く候補地を示すよう努力すると、昨年12月に福井県知事との面談で述べたと、このような報道がございました。また、同報道によると、複数の自治体と交渉を進めていたとのことでもあります。

3月議会においての中間貯蔵施設の受け入れ拒否の条例制定は必要ないとのことですが、その理由が明確ではありません。議会での発言に矛盾があると思います。その矛盾をただすために、受け入れ拒否の条例を制定してこそ、町長の発言に整合性が出てくるのではないのでしょうか。いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

条例制定が必要ないとの理由につきましては、先ほどから申し上げておりますように、私自身、中間貯蔵施設や最終処分場を受け入れる考えはないため、条例制定の必要性もないと考えているところであり、発言に矛盾があるとは考えておりません。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

井潤町長は、使用済核燃料中間貯蔵施設、核のごみ受け入れ拒否の条例制定は必要ないとのことですが、必要のない理由としているのが、先の3月議会での発言、受け入れる考えはないと申し上げたので、条例で制定する必要はない。このことを理由としております。今もこの件については答弁がありました。

旧日置川町で過去に原発問題が起きたとき、最初は原発反対であった町長が受け入れ容認へと変わったことがございます。九州でも原発再稼働反対であった知事が再稼働容認へと変わる事例がございます。

条例を制定し、縛りをかけておく必要があると私は考えます。条例制定が白浜町に不利益を生じさせるものではないと思いますが、条例を制定すれば、白浜町や町民にどのような不利益が生じるのか、町長のご答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

私としましては、中間貯蔵施設や最終処分場を受け入れる考えはないと表明しているところですので、その考えが変わるものではありません。

また、条例制定の必要性もないと考えておりますので、条例を制定すればという仮定での町民の利益、あるいは不利益があると、そういったことについては考えておりません。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

条例を制定すれば町民の利益、不利益、また町益、この辺は考えてないと。利益、不利益は考えてないんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今申し上げましたように、条例を制定すればという仮定の中で、利益、不利益というのは考えてはございません。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

質問の内容について、条例を制定すればというのがついてますから仮定の話ですけども、ちゃんと質問の内容について真正面から答えていただきたいんです。多くの町民が心配をしているんです。町長もご存じでしょう。

去年も白浜会館に元首相が来られて、私も行かせていただきましたけど、たくさんの町内外の方が来ておられました。それは、心配しておるからあんなにたくさんの方が来られるんですよ。私の質問も仮定の話ですよ。来るのではないかという、これを心配して懸念を持っているからたくさんの方が集まったわけです。そのことを十分肝に銘じてください。

次に行きます。

原発再稼働の進む中、使用済核燃料の行き先が決まったとは聞いておりません。2018年中に福井県知事との間で、関西電力は県外に中間貯蔵施設の候補地を示すと約束していたが、この約束は守られませんでした。複数の自治体と交渉しているとのことですが、その交渉先がどこかは公表されませんでした。受け入れ先を探している電力事業者にとって、受け入れ拒否の条例制定は都合のよいものではなく、不都合なものになると私は思います。受け入れ拒否の条例制定は候補地を探している電力会社にとって都合のいい条例なのか、また、不都合な条例なのか。町長、どう思われますか。ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

何度も申し上げますとおり、受け入れの考えも条例制定の考えもございませんし、ましてや電力事業者さんにとっての考えを私が判断するものではありません。それはコメントできないというふうに考えます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

電力事業者にとってどう思うか、こう思うかというのは、私の口からは言えませんが。町民にとって都合がええのか悪いのかも言えんと。どう不利益になるのか、利益になるのかも言えんと。電力会社にとっての分も言えんと。町長、これは逃げの一手よ。あなたは町のトップでしょう。今、船の船長や。町民にとって不利益か利益か、それも言えん。また、電力会社にとって条例制定が都合が悪いのか、不都合かと、それも言えんと。町長、こうなって

きたら政治姿勢の問題ですよ。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ですから、今申し上げましたように、今ここに質問をいただきましたような、電力事業者さんにとり、不都合な条例なのか、いい条例なのかということは、町長は、ということで今ご質問をいただきましたので、私は、電力事業者にとっての考えを私が判断するものではないというふうに答弁申し上げたところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

町長、今、電力会社、この辺は関西電力さんですが、中間貯蔵施設を探しているということは、これは知ってますよね。お答えください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この中間貯蔵施設については今、国や事業者さんの中で当然どこか候補地を探しているということは、私自身もちろん知ってございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

受け入れ拒否の条例制定は、候補地を探している電力会社にとって不都合な条例と、私はそのように考えます。候補地が決まらず、施設建設ができなければ、原発を停止しなければならなくなり、電力会社にとって不利益が生じてくることになるのではと思われま

す。観光立町である白浜にとって、受け入れ拒否の条例制定は必要であり、白浜町に不利益を生じさせるものではないのになぜ条例をつくれぬのか、理解に苦しむところであります。条例をつくらぬ理由がほかにあるのではと、懸念が生じてきます。中間貯蔵に対する井潤町長の考えを条例化するわけですから、なぜつけれぬのか、理解できません。条例をつくらぬ理由として、私自身が受け入れる考えはないというふうに明確に今までも答弁しているというのを理由にしていますが、理由にはなっていないのではないですか。

再度お聞きいたします。条例を制定し、町民の中にある不安を払拭すべきではないでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどの答弁と重複しますが、住民の方の不安を払拭するために中間貯蔵施設や最終処分場を受け入れる考えはないと表明したところであり、条例制定の必要性はないと考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

町長、より丁寧に、町長が受け入れる考えはないと、そして、話し合いのテーブルに、協議にも応じないと、これは一歩前進したと思いますけども、町長のお考えをより完全にするためには、条例化するのが、これが正しいやり方と私は思います。条例化するのに何の支障もないと私は思うんですけども、町長のお考えが変わらんのやったら次に行きます。

井瀬町長の議会での答弁に矛盾があるのではと、私はそのように思います。その理由として、中間貯蔵施設に対する井瀬町長のお考えは、中間貯蔵施設を受け入れないということであり、その井瀬町長のお考えを条例化するわけですから、なぜ条例をつくらないのか、私は全く理解ができません。つくらない理由が何かほかにあるのではと思います。受け入れ拒否の条例制定は、町長のお考え、これに背く条例なんですか。町長のお考え、発言に沿った条例になるんじゃないですか。どうなんですか。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外(町 長)

丸本議員と先ほどから平行線ですけれども、何度も繰り返しますけれども、背いているとか背いていないということではなくて、私がもう受け入れる考えはないと表明している以上、条例の制定は必要ないと考えているところでございます。

先般からもずっと流れの中で、中間貯蔵施設につきましては、これまで国や県、あるいは事業者から具体的な話や申し入れはございません。また、受け入れる考えはないと、私の考えを何度も繰り返し答弁申し上げてきたところでございますので、あくまでも条例につきましては、制定をする必要はないというふうに明確に申し上げているところでございます。これからも町民の皆さんに、その私の考えを丁寧に説明申し上げていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

町長、これを町民の方が聞いたら、矛盾しているというのは、私はこういう声が出てくると思うんですよ。そういう考えはないと、その考えを条例化するのだから、町長の言ってることは、それはそのとおりですよ。何かあると、このように思われても仕方ない。ほかに何かある。条例をつくれな、制定できない理由が何かあるのではないかと、私はそういうふうに思うんですけども。

次に行きます。

条例制定が白浜町や町民の不利益になるのか、あるいは電力会社の不利益になるのか、受け入れ拒否の条例は、白浜に中間貯蔵施設をつくれなくなる電力事業者の不利益になり、電力会社にとって都合が悪くなるのは明らかであるのではないかと、私はそのように思います。中間貯蔵施設受け入れ拒否の条例制定は必要ないとの答弁は、電力事業者の意向に沿ったものであると思えてきます。観光を基幹産業とするこの白浜町に不利益になる。

条例制定が必要ない、この町長のお考えに町民は納得していると思いますか。町長のお考えをお聞かせください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

先ほどから繰り返になるんですけれども、条例制定の必要性はないと考えておりますので、条例制定をすればという仮定での町民の利益、不利益というのは考えておりません。

まして、先ほど申し上げているように電力事業者さんにとっての利益、不利益は私が判断するものではないと考えております。

私としましては、受け入れる考えはないと表明しておる以上、首長として明確に意思表示をしていると考えているところであります。今後も、私の考えを丁寧に町民の皆様にご説明をしてみたいと考えております。

○議長

5番 丸本君(登壇)

○5番

この6月8日に、富田の農業研修会館において原発講演会が開かれました。中間貯蔵施設に不安を抱く町内外の方々が来られたものと思います。たくさんの住民が心配しているように、町内の土地が候補地に上がれば、大きな争いが起こることが考えられ、観光立町白浜のイメージダウンになってくるのではないかと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

白浜町は、観光産業や農林水産業が中心となって発展してまいりました。また、白浜町の将来は観光産業の発展にかかっていると、進展にかかっていると考えております。

中間貯蔵施設につきましては、これまで事業者等からの何の申し入れもない中で、受け入れる考えはございません。受け入れの協議を行う考えはないと、私も考えを明確に申し上げてきたところであります。

町長である私自身が受け入れの協議を行わない以上、町内の土地が候補地として具体化することはないと考えております。

○議長

5番 丸本君(登壇)

○5番

関西電力が中間貯蔵施設の候補地を探しているとのことですが、日置にある関西電力の事務所も活発に動いているとのことであり、心配する住民がおられます。6月14日正午前に総務課へ答弁書の内容について問い合わせしてお伺いしたところですが、職員は、この件については町長が答弁書をつくっており、まだできていないとのことでありました。その後、できた、できていない等の連絡はありません。なぜ連絡がないのか。見えない力がどこからか働いているのではないかと思います。

先の議会では、豊かな自然環境や資源を後世へ引き継ぐ責務が私にはあるとの答弁をしています。豊かな自然環境を後世へ引き継ぐのが井潤町長の責務であるならば、条例制定ができるはずです。

町長のご答弁を求めたいと思います。

○議長



番外 町長 井澗君

○番外(町長)

一連の答弁と重複しますが、私としましては、中間貯蔵施設や最終処分場を受け入れる考えはございません。また、表明している以上、条例制定についても必要性がないと考えておりますので、ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

これまでも受け入れることは考えておりませんし、仮に将来的に事業者さんから申し入れがあったとしても、受け入れの協議や交渉を行う考えはございません。私の目指すところは、やはり私の公約でもございます、世界に誇れる観光リゾートの構築でありまして、その中でも昨年度策定いたしました、次の10年間の指針となります、第2次白浜町長期総合計画に基づいて、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

5番 丸本君(登壇)

○5番

この質問はこれで終わらせてもらいますけども、原稿は渡しているんです。それで、今、最後に言ったように、総務課へ行きました。15日金曜日の昼前にまだできていないと。そのときにできていなかったら、その後、何か連絡があってしかるべきではないですか。でしょう。もう少し、原稿を渡して1週間になっても金曜日にまだできていないと。それまでも、月曜日に、聞き取りのときには町長が原稿をつくるのやと。それで金曜日に行ったらまだできてない。それはもう議会軽視につながってくるように思いますから、真摯な態度でいてください。あなたは私に答弁書について何も連絡がなかったでしょう。今後はちゃんとやってください。

この件については、質問を終わります。

○議長

1つ目の使用済核燃料核のごみ受け入れ拒否の条例の制定についての質問は終わりました。次に、2つ目の災害対策についての質問を許可いたします。

5番 丸本君(登壇)

○5番

次に、災害対策の3点についてお聞きいたします。

最初に、地震、台風等による停電時の備えに簡易水道施設への発電機の設置についての質問をいたします。

白浜町の水道事業については、白浜地域は上水道のみ、旧日置川地域では上水道と簡易水道に分かれており、住民に水の供給をしているところであります。

4月15日の全員協議会の資料によれば、旧日置川地域に9つの簡易水道施設があるとのことですが、この9つの簡易水道施設のうちポンプを使って配水池へ水を押し上げ、水道水を住民へ供給している簡易水道施設は何カ所ですか。

また、停電時の対策として発電機を設置している箇所は何カ所ありますか。

○議長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 上下水道課長 久保君

○番外(上下水道課長)

ただいま、丸本議員より9つの簡易水道施設のうちポンプを使って配水池へ水を送水している施設は何カ所あるのか。また、停電時の対策として発電機を設置している施設は何カ所あるのかというご質問をいただきました。

ポンプを使って配水池に送水をしている簡易水道施設は、市江、田野井、ロケ谷、安居、城、上滝の6施設であります。簡易水道の施設については、非常用発電設備を9施設全てに設置できていない現状となっております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ポンプアップをしている水道施設6カ所については、停電すると断水になると思います。南海トラフを震源地とする地震が起きれば、電気の復旧の見込みは、想定では何日かかりますか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

ポンプを使用して、配水池へ送水している施設は、停電するとすぐに断水するわけではなく、配水池の水がなくなると断水いたします。配水池の水がなくなる時間は、施設の規模や給水人口及び使用水量により異なりますが、過去の停電時の実績からすると、1日から3日ほど水は供給できると思っております。

南海トラフ地震が起きれば、電気の復旧に何日かかるのかというご質問ですが、和歌山県地震被害想定調査報告書によりますと、全ての橋や道路が通行可能との前提に立っての想定では、地震から1週間後でも100%の停電率となっていることから、電気の復旧には最低でも1週間以上かかることが予想されます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

停電しても1日かあるいは3日、これは施設のタンクの大きさによってばらつきがあるとのことですが、3日以上、停電が続いたら断水状態になるということですね。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

議員がおっしゃるとおり、停電が続けば断水となります。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

停電すれば発電機のない水道施設は断水するとのことですが、断水した間、白浜町はどのように住民に水を供給していくのか、お答えいただきたいと思っております。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

昨年の台風の際に、長時間の停電が発生したときには、発電機をリース会社から借りて水道水の供給を行ったところですが、今後発生することが予想されている南海トラフ地震が発生した場合には、長時間の停電が予想され、水道水の供給に支障を来すおそれがあり、そうしたことにならないように、非常用発電設備を設置しておくことについては、有効な手段だと考えております。

また、南海トラフ大地震による水道施設に被害が及び、水道水の供給ができなくなった場合の対策としましては、和歌山県が策定している、地震対策のための備蓄基本計画により、和歌山県が1日、町が1日、住民が1日の計3日分の飲料水を確保する計画となっていることから、最低3日はそれらを使用いただければと考えております。

また、白浜町は日本水道協会に加入しておりますので、水道災害に伴う相互応援により、被害のなかった市町村から応援に来ていただけることになっており、給水活動や水道管の復旧作業などの応援をしていただける予定となっております。

このような応援は、白浜町も阪神淡路大震災のときに神戸市などの阪神地域への水道事業体へ、東日本大震災のときには岩手県大船渡市及び陸前高田市において給水活動をしてきた経過がございます。

そのほかの対策としましては、被害が発生すると白浜町災害対策本部を通して、自衛隊の方にもお願いして、ヘリコプターにて孤立した集落への飲料水の輸送、もしくは孤立した方々を避難所への搬送というところにもなるかと考えております。

#### ○議 長

5番 丸本君（登壇）

#### ○5 番

次に行きます。

近年、地震、台風等の自然災害がふえ、全国各地で災害が多発しています。この4月15日の全員協議会の資料の6ページに、上水道の主な更新事業と更新費用についての記述があります。

更新対象施設として富田浄水場発電機費用は2億円、平浄水場発電機費用は2億5,000万円、西富田配水池は9億円、オレンジランド配水池発電機費用は2億円となっております。

地震、台風等により、災害が起き、停電になれば水を供給するため発電機が必要になってきます。昨年も台風により日置川流域で停電がありました。近い将来起きると言われている南海地震。平成26年3月に和歌山県地震被害想定調査の報告書が出ております。報告書の中に、電力施設被害の予測が出ております。電力施設の被害について、関西電力株式会社にて、県が提供した震度、津波浸水深、浸水エリア、建物被害想定データを用いて被害想定を実施し、その結果を県が取りまとめたとあります。被害想定復旧見通しについては、道路、橋は全て通行可能であるとの前提にて復旧の見通しを想定しているとあります。

報告書によりますと、当白浜町は停電復旧の予測結果として3連動地震の場合、停電率は地震から1日後が50%、4日後が34%、1週間後が34%となっており、南海トラフ巨大地震の停電率は、地震後1日後が100%、4日後が100%、1週間後が100%の停電率となっております。これらの予測は全ての橋や道路が通行可能との前提に立っての想定であり、電気の復旧は何日かかるかわかりません。

水はなくてはならないものであります。日置地域や白浜地域に供給している上水の施設には、停電時のため発電機を設置しています。ポンプアップして、浄水場から配水池へ水を上げていくことになります。一方、簡易水道は発電機がないため、停電になれば断水になります。

年次計画をつくり、ポンプアップしている簡易水道施設に発電機の設置をしていくべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

年次計画を策定し、簡易水道施設にも発電機を設置していくべきだというご提案ですが、議員がおっしゃられるように、今後は簡易水道施設にも非常用発電機の設置をしていかなければならないことは、重要な事項だと考えます。

しかし、設置においては、設置費用や、今年の台風時に日置川の増水により浸水したロケ谷簡易水道及び安居簡易水道などでは機器への浸水対策など幾つかの課題もあることから、それらについて総合的に考慮しながら対応していく必要があると思っているところであります。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

簡易水道と上水道の料金統一の条例案が今議会に上程されております。料金を統一するのであれば、議案書に書いてあるとおり、公平性の観点から上水道同様、簡易水道にも停電時に断水が起きないように発電機を置かなくてはならないと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

簡易水道につきましては、水道水供給による料金収入だけでは経営が成り立たないために、不足する金額については一般会計からの繰り入れにより運営できているところであります。簡易水道の補助金等については、発電機だけを設置するというものでは、補助メニューがないことから、補助金等を活用して設置することは難しい現状であります。

令和2年度に現行の過疎地域自立促進特別措置法が失効しますが、その後の過疎法については、国の方針が示されておられませんので、現時点では、できるだけ有利な起債を活用したいと考えております。

今後、国において、現過疎法の延長、もしくは新たな過疎法が成立した場合、過疎計画に簡易水道施設への発電機の設置を事業計画に加え、過疎対策事業債をその財源として活用してまいりたいと考えておるところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

過疎債を活用して事業計画をつくるということですね。わかりました。よろしくお願いし

ておきます。

発電機の設置についての質問はこれで終わらせていただきます。

次に、大、玉伝地域にヘリコプターの発着場の確保について、お伺いさせていただきます。

大、玉伝地域は、日置川の河口からおよそ20キロメートルのところであり、これらの集落には県道日置川大塔線が通っておりますが、この白浜町の県道の部分については、整備が進んでおらず、対向車がある場合、バックする場合も多々あります。私の子どものころから見ても、ほとんど変わっていない状況です。いまだに大半が1車線の県道であります。また、県道が通る山腹は険しく、近い将来起こると言われる南海地震による道路への落石、山腹崩壊、電柱の倒壊等により、旧川添地域全ての集落が孤立することが考えられます。地震災害が起これば、川添地域にある生活道路、県道が通行できなくなり、けが人の救出、病人の搬送が難しくなってきます。川添地域は消防、救急車も入れない陸の孤島になるのではと考えられます。

和歌山県の地震被害想定調査報告書によると、3連動地震の場合、被害予測は、白浜町は対象道路の延長が127キロメートルであり、12カ所の被害箇所を想定しています。12カ所については場所を特定しておりませんが、山間部がほとんどその数の中に入っていると考えることができます。大、玉伝、宇津木、城、小川、これらの地域には100名近い住民が生活をしています。

4月に玉伝地域の住民から、玉伝周辺にヘリの発着場がない。旧玉伝小学校のグラウンドをヘリの発着場に使うことができないのか、このように聞かれました。その住民が言うには、市鹿野には川添中学校のグラウンドを使い、ドクターヘリが来ているとのこと。大や玉伝から田辺市の病院へ行くのに時間がかかり、まして、城や小川からはさらに時間がかかるとのことです。一刻を争う重症患者の場合、助かる命も助からない。この3月に、市鹿野から患者をドクターヘリを使って和歌山医大まで搬送して助かった、このような事例も話されておりました。久木や宇津木などで川遊びの観光客が事故を起こした場合、水難事故患者を市鹿野まで搬送し、ドクターヘリで南和歌山医療センター、また、和歌山医大へと送って搬送しているとのことではありますが、市鹿野まで距離があり、時間がかかります。

災害時だけでなく、平時も重体や重症の患者の搬送のために、ヘリ発着場が必要ではないでしょうか。玉伝小学校のグラウンドを見ましたが、グラウンド周辺には大木があり、グラウンドの上には数本の電線などがあります。これらを撤去すれば、離着陸ができるのか調査をしてくれるとのことですが、撤去しても離着陸ができないのであれば、玉伝集落の他の場所を利用する考えはございませんか。ご答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

町は、町内地域に災害時における場外発着場を14カ所、林野火災における場外発着場を2カ所指定しています。

議員からご質問の旧玉伝小学校グラウンドは指定されていませんので、現在では近傍は旧川添中学校グラウンドとなっています。

患者空輸を含め、ヘリの離発着は地形、気象状況等による安全上、機長の判断となるため、どこでも離発着できるものではなく、かつ私有地の使用は当然地権者の了承が必要となりま

す。

場外発着場としての指定は、安全上の基準を満たしているかが重要となりますので、先ほど議員からも言うていただきましたとおり、玉伝周辺の地域については現在、和歌山県のほうで調査のほうを依頼していますので、その結果を待ちたいというふうに考えています。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

その結果というのはいつごろ出るんですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

調査結果についてはまだきちんと聞いていませんが、今申し上げたとおり、調査を依頼して、調査結果で、よい結果、悪い結果ということになるかもわかりませんが、その結果をもとにまた、きちんと消防とも協議しながら進められる範囲で進めていきたいと考えています。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

3連動地震、あるいは南海トラフ巨大地震が起きた場合の、人的被害の想定といたしますか、私は川添地域に住んでいますけども、山間部の想定、人的被害の想定は何人になっているんですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

人的被害についてのご質問をいただきました。

県が平成25年3月に発表した南海トラフ巨大地震想定によると、有効な防災・減災対策をとらなければ、白浜町内で建物の倒壊、津波、火災により死者、重傷者計5,690人等の甚大な被害が見積もられています。今、議員ご指摘の川添付近、山間部での数字ではありませんので、その数字について現状は持ちあわせていません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

旧日置川町の中山間部の各集落は、南海地震等により全ての集落が孤立するのではと思いますが、孤立した集落への物資の搬入、あるいはけが人、病人の救出はどのようにされますか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま議員より救出方法等についてご質問をいただきました。

防災計画にも一部記述がありますが、人命優先の措置をしていきたいと考えています。調整により可能であれば、緊急を要する患者は自衛隊や県防災航空隊ヘリによる緊急空輸から

SCU等への搬送を、支援物資が陸路で送れない場合は、住民をヘリ空輸により避難所へ搬送することが適切と考えているところです。

いずれにしても、町だけで判断して運用できるものではなく、また、必要なときに必要なヘリや支援物資等を受けられない場合ということも考えられます。最善は尽くしていきませんが、住民の方々にも行政の支援を待つだけでなく、自分の命は自分で守るという取り組み、そして各地域での共助と自助、物心両面の準備をお願いしたいと考えています。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

最後に、川添地域といいますか、山間地にヘリの発着場というのは必要であると思いませんか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ヘリの発着場の必要性についてご質問いただきました。

重症患者の搬送や災害孤立時の輸送等、緊急事態の場合は、さまざまな移動や輸送手段の可能性を追求するという必要と考えています。先ほどの答弁と重複しますが、調査を依頼していますので、よい、良という結果が出れば対応可能となりますので、そのときには災害時にヘリの着陸はできるようになると思います。

とりあえずは調査結果待ちということで、ご了解いただきたいと思います。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

了解します。

以上で、2点目のヘリの発着場についての質問は終わります。

最後に、市鹿野の温イ地地域の防災対策について、お伺いいたします。

2011年9月、紀伊半島豪雨で半島各地で大きな被害が出ました。町内でも河川の氾濫、家屋の浸水、農作物の被害など大きな爪跡を残しました。

私の住む市鹿野地域においても、床上、床下浸水があり、大きな被害が出たわけです。その後、議会で家屋への浸水があった市鹿野の温イ地地域を流れる水路の改修を求めてきました。

昨年の2月に、今の水路につながる排水管を埋設し、現状の水路と新設する排水管、両方で雨水を下流へ流し、浸水から住宅を守る工事に着手していただきましたが、排水管を埋める県道敷から電話ケーブルが見つかり、工事がストップしたままになっております。工事の再開はなぜおこなわれているのか、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、丸本議員から市鹿野の温イ地地域の浸水対策工事についてご質問をいただきました。

議員ご質問の工事は、平成29年度に西牟婁振興局建設部が発注した県道市鹿野鮎川線の側溝修繕工事であり、県道と町道市鹿野学校前線の接合付近から下流方向に、全体路線延長139.8メートルの区間の道路側溝の修繕を計画しているものでございます。

議員からご質問がありましたように、本工事は平成29年度に下流側から着工したんですけども、工事施工業者が最下流部に計画していた暗渠横断水路の床堀作業を始めたところ、浅い位置に電話ケーブルが埋設されていることが判明いたしました。ですので、このケーブルを移設するか暗渠横断水路の位置や形状等の設計を見直さなければ工事を進められない状態となりまして、やむを得ず工事を中断し、関係機関と調整を図り、どのような工法で進めるかを再検討していることから、工事がおくれているというふうに県のほうから聞いております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

県土木のほうに、もう1年4カ月ほどとまっていると思いますけども、その工事の再開を求めてください。

これを約束していただけますか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

白浜町といたしましては、温イ地地域の浸水対策のため、また、市鹿野地域の道路整備として重要な工事でございますので、可能な限り早く工事を再開できるよう、県のほうへ要望してまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

はい、わかりました。

これで、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

以上をもちまして、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 56 分 再開 11 時 05 分）

○議 長

再開します。

8番 松田君の一般質問を許可します。松田君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は、60分でございます。松田君の質問事項は、高齢者等の移動支援についてであります。高齢者等の移動支援についての質問を許可します。

8番 松田君（登壇）

○8 番

議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

近年、高齢ドライバーの事故が多発しており、大きな社会問題となっております。高齢によ



り、車の運転に不安を覚えるなら、事故のリスクを回避させるためにも、運転免許証を自主返納したほうが、本人、その家族にとっても安心です。しかし、返納後の生活移動手段をどうすればよいのかという問題が待っており、事故リスクを知らながらも、運転免許証の自主返納が進まない要因ともなっています。特に交通インフラの整備がおこなわれている地域で生活をする人にとっては、これは切実な問題であり、高齢化が進む地方の市町村では、運転できないことから、自由に移動できない高齢者が増加傾向にあり、全国的な社会問題となっています。

今まで自家用車を移動手段として生活をされてきた高齢者にとっては、いつでも自分の思うように移動できていた手段がなくなり、そのことにより、今後の生活の不安と自動車免許返納を機に、生活の幅としての活動範囲が狭くなり、閉じこもりの生活を強いられる可能性もあります。また、そのことが原因で認知症や身体的機能低下が大きく進むことも心配されます。

交通手段の選択肢が多い都市部とは違い、地方の交通インフラはマイカー利用を前提に整備されていることが多いので、電車やバスの運行本数が少なく、マイカーなしでは生活必需品の購入や医療機関での受診に相当な時間とコストが必要になります。

平成30年度白浜町第7期介護保険事業計画及び老人福祉計画にある、高齢者等を取り巻く現状と課題として、今後の在宅生活に必要な支援、サービスについての質問より、外出同行（通院、買い物など）と移送サービス（介護・福祉タクシー等）が必要と回答した結果も高い割合になっています。外出同行については、1人では買い物などに行けないので、誰かつき添いがあればということであると思いますが、移動手段がないので、誰かつき添ってくれる人がいなければ1人で買い物などに行けないとの不安も含まれていると考えます。

また、白浜町の地域の高齢化もピークに達してきており、それに並行して人口減少も進んできています。令和元年の総人口数は2万1,359人で、そのうち65歳以上の高齢者数が7,998人となっています。

人口減少については、2040年で1万5,438人になるとの予想もされています。地方の人口減少の原因の1つに交通インフラが行き届いていなく、生活をするには不便さを感じるとあります。高齢化などに伴い、生活の不便さを感じるようになり、交通インフラの整備されている住みよい町として都市部に人口が集中してしまうことにつながり、ますます地方が疲弊してしまうことになりかねません。人口減少、高齢化に伴い、利用客が減少してきたからと、今まで走らせていたバス路線を一概に廃止したりすることは、不便な地域には住めないとの心理も働き、人口減少を助長する結果につながることも考えられます。

平成30年度白浜町第7期介護保険事業計画及び老人福祉計画の内容にある、今後ますますの高齢化の進展により、さらに医療、介護サービスの需要は高まるものと予想され、また、ひとり暮らし高齢者の増加や社会的孤立、地域コミュニティの希薄化など、高齢者を取り巻く環境の変化にあわせ、住みなれた地域で安心して生活を継続していくためには、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、介護保険制度の持続可能性も維持しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される、地域包括ケアシステムを深化、推進させていくことが重要となってきますとあります。ここに書かれている地域包括ケアシステムの構築のためにも、高齢者の移動手段の対策は欠かせない重要な位置づけであると思います。

この計画の基本理念としての、ともに支え合い、いきいきと元気に暮らし続けられるまちしらはまと定めているように、高齢者がこれからもいきいきと生活ができるよう支援していくこととは、行政にとっても大きな責務があると思います。

以上のように、ここ白浜町にとっても高齢者の移動手段対策については、人口減少の歯どめ、高齢者福祉の観点からも重要であり、今後どのような施策をとっていくべきか、大きな問題であります。生活に大きな支障を来す、高齢者等の移動できない問題を解決する方法はないのか、本腰を入れ、考えていかなければならない課題であると思います。

そこで、当局にお伺いいたします。

高齢になり運転に不安があっても、現状、免許返納が進んでいない理由として、運転が不安でも車がなければ生活が成り立たないという声があります。ただ、運転が危ないので免許証を返納しましょうと声をかけても、高齢者にとっては切実な問題でもあり、社会が免許返納後も安心して生活できる体制をつくっていなければ、高齢ドライバーの免許返納問題についても解決はできないと思います。町としてこのような声にどう考えているのか、福祉施策の観点も含め、答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、松田議員より高齢者の移動支援についてご質問をいただきました。

現在、報道でも取り上げられていますが、高齢ドライバーによる傷ましい交通事故が大きな社会問題となりつつあります。白浜町におきましても、住民の少子高齢化が進み、65歳以上の住民は約4割となってきており、高齢者のひとり暮らしの世帯も増加しているところがあります。

このような中、免許返納が進んでいない理由につきましては、公共交通機関の発達した都市部とは異なり、普段の買い物や病院への通院など、自動車に乗れなければ生活に大きな影響、支障が出るのが1つの要因と考えております。

議員ご指摘のように、免許返納者に対する現状の移動支援だけでは十分なものではないと感じているところではありますが、今後も公共機関の充実や利便性の向上、安心して生活ができる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

運転に不安がある方が免許を返納した後の移動手段として、現状の支援として福祉施策の観点を含め、どのようなものがあるのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

過疎化や高齢化が進み、利用者が減少することにより、バス路線の再編が行われた中でみずから移動手段を持たない人々へのサービスとしましては、日常生活における最低限の移動手段を確保するため、町内においては新たな公共交通の空白地を生まない形でのバス路線維

持及びタクシー営業所の維持等の生活交通の確保を図っているところであります。

公共交通を取り巻く情勢は大きく変化しており、地域により望まれる移動手段はさまざまあると思いますが、町全体の状況も踏まえ、サービスが突出することがないように取り組んでいく必要があると考えています。

また、現在、運転免許返納者への支援制度としましては、日置川地域でのコミュニティバスにおいて運賃の割引を行っているところです。

○議 長  
番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

運転免許証返納後の移動手段についてご質問をいただきました。福祉施策の観点から答弁させていただきます。

運転免許証を返納された方に限定するものではございませんが、現在、町が実施しております福祉施策といたしましては、バス会社と協定を締結いたしまして、町内に在住する65歳以上の方及び障害者手帳の交付を受けられている方を対象に優待券を交付し、町内の路線に限り運賃が半額になるバス運賃の割引制度がございます。

○議 長  
8番 松田君（登壇）

○8 番

当局の答弁より、みずから移動手段を持たない高齢者への支援として、バス運賃の割引をしてくださっていますが、現状で利用者の持つニーズの充足につながっているのかというと、まだまだ支援が必要な課題が残されています。町のほうでも住民の皆様のお声を聞き、実施できるところは実現へとご尽力をされておりますが、利用者のニーズに合った施策として今以上にサービスの質の向上へと取り組んでいただきたいと思います。考えについて当局の答弁を求めます。

○議 長  
番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

高齢者の増加とともに、運転免許証を返納された方への支援が今後大きな課題になると考えてございます。町では、現在のバス運賃の割引制度を継続しながら、地域での課題や利用者のニーズに合った制度づくりが必要になると考えてございます。

○議 長  
8番 松田君（登壇）

○8 番

現状の支援での課題についてどうなのか、福祉施策の観点を含め、答弁を求めます。

○議 長  
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま議員より現状の支援での課題についてご質問をいただきました。

生活交通の確保を図っていく中において、特に高齢者などへの交通弱者への取り組みが課題と認識しています。地域公共交通会議においてもご意見等があり、みずから移動手段を持

たない方がおられる、また不便と感じておられることは承知しているところであり、地域や利用者の声を聞きながら、より利便性の向上に努める必要があると考えています。

○議 長  
番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

移動支援の課題につきまして、福祉施策の観点からご答弁させていただきます。

バス運賃の割引制度においては、利用状況等の実態把握が難しく、利用者のニーズに合った制度になっているかどうか、評価しづらいということが挙げられます。

○議 長  
8番 松田君（登壇）

○8 番

評価しづらいという答弁がございましたが、今後どのようにされるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長  
番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

移動支援の課題に対する今後の対応について、ご質問をいただきました。

バス運賃の割引制度では、バス降車時に運賃を支払う際、運転手に優待券を提示することで、通常運賃の半額を支払う方式となっております。この場合、利用人数や件数といった利用状況を把握することが難しいのが現状となっております。このことにつきましては、バス会社とも協議を行ってまいりましたが、解決できていないのが現状でございます。今後も、何らかの方法で把握できないか、引き続き協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長  
8番 松田君（登壇）

○8 番

都市部と違い、地方は路線バスの本数が少なく、自宅からバスの停留所が遠く、また、居住地は交通の便が悪く、出かけるのにタクシーを利用するため、交通費がかさむといった声もあり、町内に居住している高齢者より、交通に関する不安が多く伺えます。そういう点では、地方は高齢者にとっては住みにくい町であると感じます。

そのような現状について、町としての考えはどうか。福祉施策の観点を含め、答弁を求めます。

○議 長  
番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

議員ご指摘のとおり、交通手段が少ない地域では、日常の買い物や通院などの移動に不安感が強いという声も聞かれております。特に車を運転することのできない高齢者にとりましては、日々の生活にも深刻な影響を及ぼすと思っております。

町では、高齢者の在宅生活を支えるため、民間企業やNPO、ボランティアなどと協働いたしまして、日常生活が送れるよう、サービスの提供体制の構築を支援することを目的に、介護保険法で位置づけられた生活支援体制整備事業などを通じ、こうした地域への不利な条

件を少しでも解消できるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

高齢者の移動手段の確保に向けては、まずは公共交通機関の確保、充実が基本であります。高齢者にとって使いやすい公共交通機関の実現に向けて取り組む必要があります。高齢者の公共交通機関利用促進として、特にタクシーの高齢者向けの割引があれば、大変助かると思います。自宅から目的地へ目的地から自宅へと移動できるタクシーの持つ利便性は、高齢などの理由により移動に不安を抱える方にとっては、日常生活を送る上で本当に役に立つ交通手段であると思います。

しかし、タクシー利用をしたいが気楽に利用できない課題もあります。もっと気楽にタクシー利用ができるように、現行制度の見直しを機に、タクシー利用割引チケットの実現へのご尽力していただきたいと思いますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

タクシー利用割引チケットの発行についてご質問をいただきました。

バス運賃の割引制度が含まれております優待券につきましては、有効期限が3年となり、議員ご指摘のように来年3月末が更新時期となっております。それにあわせて、現制度の見直しも検討をしており、関係機関と協議を進めているところでございます。その中でタクシー利用割引チケットの発行につきましても、既に取り組みされている自治体の状況であるとか、予算的なことも踏まえまして検討してまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

交通弱者と言われている方の持つ課題解決を考えるなら、福祉部局と交通部局との連携をとることは政策立案や情報共有、意識改革等を図るためにも重要なことであります。お互いが連携をすることにより、各部署との情報提供もでき、新たな施策にもつながる可能性もあります。町としてはこのような連携はとれているのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

福祉部局と交通部局との連携につきましてご質問をいただきました。

公共交通を所管する総務課、福祉分野を所管する民生課が、地域の現状などを情報共有した上でさまざまな視点から課題解決に当たることが大切であると考えてございます。

ただ現時点では、関係部署が情報を共有し、高齢者の交通手段の確保に向けた町全体での取り組みができていないのが現状でございます。

今後、こうしたニーズはさらに高まっていくものと考えておりますので、そうした施策の立案に当たってはどのように関係部署が連携し、取り組むべきなのか、十分協議を行い、進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

高齢になり、運転に不安がある方が、自動車運転免許証を返納したことがきっかけで生活の移動範囲が狭くなり、今まで思うように移動できていたのにできず、ひきこもりがちになることも考えられます。今までしていた趣味や買い物などが思うようにできなくなり、認知症の発症や老人性うつ、身体的機能の低下につながる可能性も心配されます。特に認知症予防として、人とかかわりを持つことは大変有効なことでもあります。介護予防の観点から、町としての考えについて答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

高齢化の進展に伴いまして、今後も運転免許証を返納される方々が増加すると見込まれております。自家用車を持たない高齢者や運転免許証を返納された方々が、地域とのつながりや生きがいを持ちながら、閉じこもりの解消や心身の健康保持などを実感し、安心して暮らすことができる地域社会の構築が必要であると考えております。

町では、各種講座や健康づくり事業のほかに、公民館や老人クラブ等における健康相談や健康教育などの機会を利用いたしまして、介護予防に関する普及啓発を行っております。また、ふれあいいきいきサロンやエクササイズ自主活動等の身近な地域での主体的な健康づくり活動を継続していただくための支援や、新たなグループ活動の育成も行っているところでございます。

今後も介護予防のための取り組みが日々の生活として定着できるよう、関係機関と連携をいたしまして、高齢者が積極的に参加いただける場の充実に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

白浜町第7期介護保険事業計画及び老人福祉計画の内容にある施策の展開としての、安心して暮らせる環境の整備、生きがいづくりと社会参加の促進とありますが、これらの施策を実現するには、移動手手段の確保が大前提になると思っておりますが、町としての考えについて答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

町の施策を実現するための移動手手段の確保についてご質問をいただきました。

高齢化とともに、日常生活において支援が必要となる方々が増加し、また、求められる支援内容も多様化していくものと思われまます。

現在、白浜、富田、日置川の日常生活圏域ごとに、日ごろから地域住民との話し合いや相談などの業務を担当している社会福祉協議会の地域福祉専門員を生活支援コーディネーターとして配置をいたしまして、それぞれの地域における特性や課題等を地域の皆様方と共有い

たしまして、課題解決に向けて一緒に考える住民懇談会をさまざまな団体に呼びかけているところがございます。

まだまだ不十分ではございますが、地域課題としては、移動手段を含め、高齢者がこれまでの経験と知識を生かしたボランティア活動、見守り、買い物支援など専門性にとらわれない生活支援、世代間交流などが出されております。

こうした地域課題に対応する効率的かつ効果的な体制整備を図りまして、高齢者が安心して生活が送れるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

介護保険での総合事業（介護予防、日常生活支援総合事業）として、高齢者の介護予防の観点から移動支援を実施している事業はあるのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

移動支援を実施している事業の有無についてご質問をいただきました。

介護予防、日常生活支援総合事業では、介護保険サービスの訪問介護や通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスやそのほかの生活支援サービスから構成されております。白浜町では、介護保険相当のサービスのみで移動支援等の事業は実施していないのが現状でございます。

総合事業では、地域課題解決のため、地域住民の方々と課題を共有し、NPOや民間企業、社会福祉法人やボランティア等、さまざまな主体の協力を得ながら推進することとされており、今後、多様なサービス等につきましては、地域の実情を踏まえながら、要支援者のニーズに応えられるものを検討してまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

愛知県長久手市では、高齢者の介護予防と買い物支援を組み合わせた、買い物リハビリテーションとして、市の委託を受けた介護事業者と健康増進等事業者により、市内の大手スーパー2店で、昨年7月から始められています。買い物リハビリは、介護予防のための体操、トレーニングと買い物のための自由時間からなります。申し込めば、自宅からスーパーまで車で送迎してくれます。運転機能が低下するロコモティブシンドローム対策の体操をはじめ、はしごの形にひもを固定されている器具、ラダーを使ったトレーニングなど、約30分かけて実施した後、約1時間の自由時間で買い物をしながら歩くのが一般的です。買い物は近くに小売店がない高齢者にとってはひと苦勞です。1人で出かけるのが困難な場合、車で家族に連れていってもらったり、宅配サービスで食料品を届けてもらったりという方法しかありません。これに対し、買い物リハビリは送迎つきなので、どの高齢者も安心して参加できるのが特長です。買い物リハビリは、このような買い物支援の側面に加え、介護予防にも着実に結びついています。実施事業者の調査によると、参加者には握力向上など筋力増進、片足立ちの数秒の増加などの効果も見られているということです。

このように介護予防として、買い物とリハビリを組み合わせた支援は、高齢になり、ひとり暮らしで普段は人と話す機会が余りない方にとってはよい機会となります。また、買い物に行くとき多くの荷物を手にして帰りが大変ですが、買物リハビリは送り迎えがあるので、大変助かると思います。

以上のように、高齢者の健康増進としての介護予防の観点から、地域の実情に応じたリハビリと買い物支援を組み合わせた支援サービスを考えていただきたいと思いますが、町としての考えについて答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

リハビリテーションと買い物支援を合わせた支援サービスの実施についてご質問をいただきました。

議員からご紹介をいただきました長久手市のように、交通手段がなく外出の機会が少ない高齢者に交流の場を提供するため、介護予防と買い物支援を組み合わせた介護予防事業を実施する自治体が全国でもふえつつあることは承知してございます。

この事業は、生活機能維持向上等の介護予防効果が期待されており、町といたしましても地域の皆様とともに地域課題の解決方法を検討していく中で、このような先進地事例も紹介をさせていただきながら、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域での支え合いの仕組みづくりを側面から支援してまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

高齢者の移動手段については高齢化社会、人口減少の観点からも、放っておけない差し迫った喫緊の課題であると思います。介護保険制度等によって行われる移送サービスについて、高齢者の移動手段として活用できるよう、環境の整備、交通事業者と介護事業者等の連携を図り、相互の理解を促進する機会を持つことも必要であります。これらの取り組みの実現に向け、ご尽力いただいていると思いますが、この点について町の考えはどうか、また、地域ぐるみでこの課題について共有できる機会を持つていくことも大切であると思いますが、町としての考えについて答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

介護保険制度等による移送サービスについてご質問をいただきました。

高齢者の移動手段につきましては、介護保険制度の生活支援体制整備事業を実施していく中で地域の大きな課題の1つに挙げられると認識してございます。

この事業は、高齢者の在宅生活を支えるため、地域での支え合い、助け合いを広め、地域住民の主体性を引き出しながら、課題の解決方法を検討し、多様な主体による生活支援等サービスの提供体制の構築を支援するものでございます。

高齢者の移動手段を初め、地域のさまざまな課題に対応していくためには、行政はもとより、町内会やボランティア団体、介護保険サービス事業者関係者、民間企業等の皆様方に参画



していただく必要があると考えてございます。関係機関や事業者等のご協力をいただきながら、各地域での取り組みへの支援を行ってまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

交通インフラの整備と人口減少については、切っても切れない関係性があります。町として、人口減少をくいとめることを考えているなら、いろいろな施策を考え、実行に移していかなければならないと思います。町としての考えについて当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のように、交通インフラの整備と人口減少問題は非常に関係性の深いものだと認識しています。

公共交通施策については、基本的に新たな空白地を生まない形でのバス路線の維持を進める必要があります。また、地域や利用者の方が利用しやすい交通インフラの整備が重要であり、利便性の向上につながる施策を講じていかなければならないと考えています。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

当局の答弁にある、公共交通サービスが行き届かない地域の支援として、利便性の向上への施策とはどのようなことを考えているのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま、松田議員より利便性の向上の施策ということでご質問をいただきました。

現行の運行路線については、時刻表の見直しや利用状況に応じたバス停の新設、路線の延長、乗降方法の見直しを考えています。また、公共交通では十分サービスが行き届かない地域などについては、現行のバス優待証を初め、タクシー利用に対する助成なども検討していく必要があると考えています。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

路線バスは走っているが、バス停が廃止になった地域はないのか、廃止に至った理由も含め、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま、松田議員よりバス停の廃止ということでご質問をいただきました。

平成26年度に町内において再編による大幅なバス路線の廃止及び短縮があり、一部バス停も廃止されたところです。路線バスが走っていない日置川地域の路線廃止箇所を除きます

と、オレンジランド前、はまゆう病院前、平草原の3カ所のバス停が廃止されています。廃止理由につきましては、路線の廃止及び利用者の減少による廃止ということでもあります。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

答弁にもあったように、バス停が廃止になった路線の地域に住んでいる方より、廃止により不便であるとの声も聞かれています。どのように対応しているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

バス停が廃止になった路線や、新たなバス停の設置要望については、できるだけ地域の要望をお聞きし、現状の把握や要望等の内容の精査をした上で、運行事業者とも協議をしていきたいと考えています。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

公共交通の空白地域はあるのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま松田議員より公共交通の空白地についてご質問をいただきました。

現在、白浜町内において公共交通の空白地はありませんが、今後、もし空白地ができた場合、基本的には現行のバス路線を踏襲する形で構築し、空白地の解消に努めていきたいと考えているところです。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

公共交通の空白地域はないということですが、空白地域がないからといっても何らかの課題やニーズはあると思います。それらの内容を現状も含め、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のように、路線バスではサービスが十分行き届かない地域もあり、バス停が近くにない、便数が少ないといった課題もあるところです。公共交通網を町内隅々まで張り巡らせ、便数をふやすことにより利便性の向上を図ればよいのですが、これが非常に困難なものであります。公共交通対策とは別に支援を行う必要があると考えますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議 長

8番 松田君（登壇）

## ○8 番

次に、高齢者の移動支援として、先進的に取り組みを始めている自治体の内容について紹介します。

長崎県西海市は、ことし4月から公共交通の空白地域解消や高齢者の通院、買い物の移動支援を目的に、離島を除く市全域で乗り合いワゴン、さいかいスマイルワゴンの実証運行事業を実施しています。同事業は、タクシー事業者4社に委託し、市内を4つのエリアに分け、ワゴン車（乗車定員8人）を1台ずつ配備し、停留所は設けず、自宅から各エリア内での目的地までを結ぶドア・ツー・ドア方式で平日のみ運行をしています。利用するには、原則、市情報交通課での連絡先などの登録とともに、目的地や出発時間などの電話予約が事前に必要となります。1回の運賃は中学生以上が300円、小学生が半額、未就学児は無料となっています。市全域を走る乗り合いワゴンは県内でも珍しく、登録車は5月中に1,200人を超え、利用者も増加傾向であるそうです。また、車の免許の自主返納促進にもつながる取り組みでもあります。

以上が、先進的に取り組みをされている自治体の1つの例ではありますが、ここ白浜町もエリアが広く、交通網が行き届いていない地域もあるので、高齢者の移動支援の観点からも自宅から各エリア内での目的地を結ぶドア・ツー・ドア方式のような施策を検討していただきたいと考えますが、当局の答弁を求めます。

## ○議 長

番外 総務課長 愛須君

## ○番 外（総務課長）

ただいま松田議員からご紹介いただきましたドア・ツー・ドア方式のサービスについては、平成26年にバス路線が廃止になった日置川地域においても乗降の方法はドア・ツー・ドア方式はあえて導入しておらず、基本的な部分は現行のバス路線を踏襲する形で構築しており、町全体の状況も踏まえながら、サービスが突出することのないよう取り組んできたところであります。

過疎化と高齢化が進む中、交通弱者と言われる方々にとっての公共交通の充実は十分に認識していますが、旅客運送事業者におけるバス事業者には国、県補助金や関係市町及び町単独補助を活用していただきながら、路線の維持運行にご努力いただいているところであります。ドア・ツー・ドア方式を導入した場合、町内におけるサービス格差が生じること、目的地が区域内に限定されること、既存の交通路線への影響等課題が多いと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

## ○議 長

8番 松田君（登壇）

## ○8 番

自宅から各エリア内での目的地までを結ぶドア・ツー・ドア方式のような施策は、これからますます求められるサービスだと思います。しかしながら、当局の答弁にもあったように、これらを実現するにはいろいろと乗り越えなければならない課題もあります。各関係機関と住民の皆様との協議にて、ドア・ツー・ドア方式の必要性を差し迫った喫緊の課題として理解し、また、共有した認識を持っていただき、お互いが協力できる体制のもとでなければ、現状では実現は難しいと感じます。

また、地域サービスの格差などの理由で実現が難しいということではありますが、実現へとハードルを乗り越えていこうとする決意も必要であると思います。

当局の皆様も日々市政のサービス向上へのご尽力をされており、大変敬意を表します。なかなか実現には難しい施策ではありますが、いろいろな可能性を見出していただき、取り組んでいただきたいと強く思いますが、考えについて当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま松田議員より再度、ドア・ツー・ドアの方式についてのご質問をいただきました。

町内における交通施策については、ドア・ツー・ドアの方式に限らず、できるだけ地域の声を反映し、利用者が将来的に必要となることではなく、あくまでも現時点で必要なことに重きを置いて、また、対応が可能な範囲で取り組むこととしていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

高齢に伴い、運転に不安を抱える方やその家族は多数いると思います。また、そのような不安があってもどこに相談すればよいのかわからない方や、相談をしたいがなかなか踏み出せないといった方もおられると思います。

以上のように、このような不安を持っている方やその家族が気楽に相談できる窓口が必要であると思いますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

高齢者の相談窓口についてご質問をいただきました。

白浜町では、高齢者の総合相談窓口といたしまして、地域包括支援センターがございます。ご相談をいただければ、車を運転できないことで生活にどのような支障が生じているかをお伺いし、その内容に応じて路線バス割引制度のご案内や民間事業者の介護タクシーなどの情報を提供させていただいております。

また、身体状況等によりましては、介護申請のご提案をさせていただき、介護保険サービスを利用した介護タクシーやヘルパーによる買い物支援にもつなげることができるよう、支援させていただいております。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

当局の答弁にもあったように、地域包括支援センターは高齢者が抱えるいろいろな課題に対しても対応をしていただける機関でもあります。これからも高齢者やその家族にとって何でも気楽に相談ができる役割を担っていただきたいと思います。

また、普段行政とかかわりのない方にとっては、町に何らかの相談をしようと思っても二の足を踏んでしまい、なかなか気楽に話ができないこともあると思います。ほかの行政窓口

の対応もそうですが、職員によって対応が違うといったようなことのないよう、住民目線に立って接していただくことを心がけていただきたいと思います。考えについて当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

介護や健康のこと、高齢者の権利を守ること、近所のひとり暮らしの高齢者が心配などといった不安や相談に、地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が対応させていただいております。今後も高齢者に関する総合相談窓口といたしまして、高齢者やご家族等に寄り添った支援に心がけてまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

最後に、このように高齢者等の移動支援については、これからの福祉の充実、人口減少の歯どめ、高齢ドライバーの自動車運転免許証の自主返納の推進として、甘んじることができない大変重要な施策であります。特に高齢ドライバーの自動車免許証の返納については、事故リスクを回避するためにも重要な課題であると思います。

私も高齢の父がおりますが、今でも自動車の運転をしており、事故などを起こさないかとの心配もあり、免許証の返納を促したこともありますが、なかなか難しいのが現状であります。また、どうにか説得し、免許を返納するに至っても、今まで思うように移動し、趣味などを楽しんでいけなくなり、免許証返納を機に一気に身体的認知的機能が低下しないかとの心配もあります。そのような現状に至らないようにと、家族としても時間があるときには自家用車で送迎もできますが、いつでも思うように対応できないのが現状でもあります。

ここ白浜町は日本有数の観光地でもあり、大変豊かな自然にも恵まれ、高齢になられた方にとっても余生を送るには本当によき地域であると思います。

しかし、都市部と違い、地方は交通インフラが行き届いておらず、高齢者など移動手段を持たない方にとっては不便さを感じることもあります。まだまだ改善しなければならない課題も残されています。当局におかれましても、白浜に住んでおられる住民の皆様全員が等しく行政サービスを受けられるよう、高齢者等の移動手段としての交通支援にも力を入れていただくことを提言し、私の一般質問を終わりとします。

○議 長

以上で、高齢者等の移動支援についての質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11時50分 再開 12時58分）

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○10 番

休憩中に議会運営委員会で協議いたしましたことを報告し、ご了承をお願いしたいと思います。

本日は12番 廣畑議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

なお、明日の開会時間は午前10時ですので、よろしくお願いします。

次に、本日までに提出のあった陳情書の取り扱いについては、議会運営委員会で協議の結果、配付にとどめるということになりましたので、お手元に配付しています。

以上で、報告を終わります。

## ○議 長

委員長報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

引き続き、一般質問を行います。13番 溝口君の一般質問を許可します。溝口君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は、90分でございます。溝口君の質問事項は、1つとして、学童保育について、2つ目として、防災対策についてであります。まず、学童保育についての質問を許可いたします。

13番 溝口君（登壇）

## ○13 番

通告に従いまして、6月議会の一般質問を始めたいと思います。今回は2項目についての質問であります。

まず1項目目につきまして、学童保育についてであります。

この学童保育につきましては、私も過去に、学童保育所がない地域に学童保育所を開設すべきであると、そのような質問をさせてもらいました。思い起してみますら今から10年ぐらい前だったかと、そのような記憶をしております。そして、そのときの質問の趣旨としては、当時10年前、白浜町の学童保育の設置状況といいますのは、旧日置川町のほうでガンバクラブ、そして西富田のほうに1カ所ございました。そして旧白浜小、白浜第一小学校と、そんな中で富田を含めて農村地域にそういった形で学童保育が設置されていないと、そのような趣旨で質問をしました。昔は農村地域でありましたら、今ほど核家族化が進んでいないようなそのような状況でありましたので、家に子どもが帰ればおじいちゃん、おばあちゃんがいて、そこで面倒を見ていただけると、そのような時代でありました。私も子ども、小学生のときはそういった環境でありましたけども、昨今、こういった形で核家族化が進んできて、農村地域においても共働きの世帯がふえてきて、その中で農村地域のほうの社会構造も変化してきているので、富田の農村地域にもやはり1カ所学童保育所を開設すべきであると、そのような趣旨で質問をしました。そして、10年前に質問をさせてもらいましたから、白浜町教育委員会としても設置をという形で、10年前に当初の富田学童保育所が開設をされた、そのような経過であります。

そしてまた、続いて1、2年後だったと思いますが、今、民生課長が教育次長のときに、文部科学省のほうで指針が変わりまして、普通は学童保育といいましたら小学校低学年1年から3年が普通であったんですけども、これを高学年までといった形で指針が変わりました。そこで、当時、私は、白浜町でも受け入れられる学童保育所があればそういった高学年の学童保育も実施すべきではないですかと、施設の都合上、どうしても改修であるとか手狭なところとかは別として、受け入れられるところからとりあえずそういった文科省から指針

が出ているのであれば受け入れられるところからスタートすればと、そのような趣旨で質問をし、それで順次、高学年の学童保育も始まったと、そのように認識をしているところであります。

そして、始まりました。新設できてから10年たったわけであります。白浜町では民間のほうに委託をしている学童保育所も含めて白浜町内には多数の学童保育所が開設をされています。そして、直近では、富田学童保育所が手狭ということであって、それで、富田小学校の敷地内にも新設の学童保育所が開設されたところであります。ほかの市町村と白浜町と比べても、学童保育についてはそんなに見劣りはしていないなど、そのような感じがいたします。

しかし、今回、学童保育の質問をするに当たっては、ときどき若い世代の方から、学童保育所に入ることができないんですと、そのような話をちょこちょこ聞きます。私は聞いたときに、いや、そんなことはない。定員はそんなにオーバーもしていないし、新しい富田小学校のほうにも新設もできたし、そんなのは解消している。定員超過にはなっていないのと違いますかと、そんな話をしています。それで調べさせていただきましたら、1つ判明したことがありました。

そこで、今回、私が質問をさせていただいてから10年が経過して、今現在の白浜町での学童保育所の運営状況というんですか、そういった基本的な状況、その辺はどうなっているのかなど。今後、少子高齢化で児童生徒数も減ってきます。減ってくる中で我が白浜町の今回の学童保育所の将来的な運営をどのようになっているかという、そのような基本的な観点から、一度、一般質問をという形に至った経緯であります。

それでは、最初に、基本的な確認をさせてもらいたいと思います。現在複数の白浜町内には各学童保育所があります。それぞれの定員と、現在の入所の児童数、その数字はどのようになっているのか、まず基本的なところを教育委員会から報告していただきたいと思います。お願いします。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

議員より学童保育に関するご質問をいただきました。

保護者が就労、病気、その他の理由により、放課後、家庭において保育することができない児童の健全な育成を図ることを目的として、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を実施しています。

白浜町では平成26年度に、白浜町子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画期間内に放課後児童健全育成事業を推進するため、施設の整備及び指導員の受け入れ体制の確保などの実施方策を検討しながら、低学年の定員及び対象児童の受け入れ枠の拡充を図ってまいりました。現在、町直営として白浜学童保育所、ガンバクラブ、北っ子学童クラブ、しおつ学童クラブ、委託事業として西富田学童保育所の5カ所を開設しています。

学童保育所の運営状況につきましては、次長より答弁いたします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番外（教育次長）

私のほうから、各学童保育所の定員及び入所児童数について申し上げます。

白浜学童保育所は、定員80名に対しまして入所児童は46名、北っ子学童クラブは、定員25名に対しまして入所児童は26名です。しおつ学童クラブは、定員25名に対しまして入所児童は7名、ガンバクラブは定員35名に対しまして入所児童は27名です。西富田学童保育所は定員150名に対しまして入所児童は131名という現状になってございます。

○議長

13番 溝口君（登壇）

○13番

今、榎本教育次長から報告をいただきました。今の報告を聞いていましたら、白浜が80名のところが46名と、これは半分ぐらいでそんな形でかなりあきがあるなど。北富田が25名のところが26名、これはいっぱいいっぱいかなと。しおつは25名の定員のところが7名と、日置のガンバクラブが35名が27名、一番大きくて西富田、これは大きいですね。西富田の民間委託、150名定員が131名、これはかなりの大きな学童保育であります。

そこで、今回のこの6月議会でも議案として1つ上程されておると思うんですけども、これは議案審議でも諮られますけども、かいつまんで言いましたら、指導員さんの資格条件が緩和というような解釈をしてよろしいのか、そこら辺の運用は議題の審議もありますから、簡単に今報告していただければと思うんですけども、そこら辺を教えてくださいか。

○議長

番外 教育次長 榎本君

○番外（教育次長）

指導員の配置の数の状況なんですけど、後に廣畑議員からもご質問をいただいておりますけれども、法律改正がございまして、これまでは基礎といいますか義務といいますか、そうした条件の指導員の定員があったんですけど、昨今の学童保育の指導員さんの配置が難しい地域もあるということで、原則、定数という部分が努力目標的なところになりまして、それに達しなくても学童保育はできるというような形に変わってくるところが法律の改正でございまして。

今回、議案で出させていただいておりますのは、学童保育の資格の部分でございまして、今までは短大でしたが、四大制の学校でも、専門職ができて、2年間その専門職を受講しておれば、短大卒と同等とみなして資格要件に当てはまるというような改正でございまして。

○議長

13番 溝口君（登壇）

○13番

これは議案で審議されるかと思えます。大変申しわけないと思えます。

今、教育次長からも話がいろいろ定員に対してとか、これは全国的なことでありますけれども、先ほど最初に冒頭で教育次長のほうから、今の白浜町のほうの現在の各学童保育所の定員と状況を報告していただきました。この数字を見れば、今の白浜町の学童保育所において指導員さんが定員超過でちょっと指導するのにアップアップかなというような、そんな施設はないかなと、そのような判断ができるかなと、そのように思います。

そこで、今、通常のことを聞きました。この中で、学童保育では通常、小学校が終わって



からと、そのようでありますけども、小学校では長期の休みで、いよいよ白浜町もあと1カ月もしましたら長期休暇で夏休みが始まります。そして冬には冬休み、春は春休みとあるわけですけども、こういった長期の休みのときだけ、ご家庭の事情で夏の間だけとか冬の休みの長い期間の間だけお願いをしたいと、そのような学童保育もありますけども、今は多分、夏休みについては申し込みも始まっているか、ほとんど締め切られているかと思うのであります。先ほど発表していただいたのは通常のときの数字であります。これから長期の夏休みが始まるわけでありましたが、今の長期の今後1カ月に迎える夏休みの学童保育の申し込みの状況、数字がどうなっているのか、教育委員会としては把握をしているのかどうか、教えてもらえますか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

学童保育所の入所の申請につきましては、通年利用を基本としておりますけれども、定員に余裕がある場合につきましては、夏休み等の長期の休暇時のみの利用につきましても募集を行ってございます。

申し込みの状況につきましては、白浜学童保育所で11名、しおつ学童クラブで5名、西富田学童保育所は47名という申し込み状況になってございまして、例年夏休みには通所する児童がふえる傾向にございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今、白浜、しおつ、西富田と聞きました。あと漏れておるのは北っ子と日置のガンバクラブさんの分が報告されてないと思うんですけど、こちらのほうについてはまだ申し込みを締め切っていないとかそんな状況なんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

先ほどの数字でもおわかりになるかと思いますが、北っ子学童クラブにつきましては、通常、平日にお通いになれる児童の方だけで既に満杯でございます。満杯といいますか定員を超える運用をしておりますので、ここへ夏季のお申し込みというのはなかなかできないということで、他のところをご利用いただくようなご案内をしておりますので、ここは申し込みは今のところないといいますか、受け付けられないというような現状がございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

現状の通常の学童保育の状態でも定員が25名のところが26名と、このような状況でありますから、長期休みのときだけご利用の申し込みがあっても受け付けられないというような話になっておりますということです。

今の中でもこれだったら、西富田は定員が150名のところが130名、現状は通常でも131名と。その中で長期休暇の夏休みで47名の児童が申し込まれたと。これは単純に合

わせましたら178名と、定員150名に対して30名近くオーバーとなるんですが、この西富田については全員の数を受けられるんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番外 (教育次長)

これは申し込み状況ですので、実際に児童の年齢によりますと、5、6年生になってきますと体も大きくなってきますので、スペース的にも影響が出てきます。そうした状況や、またご家族のお仕事の状況といたしますか、子どもさんを見られない状況であったり、父兄の病気、就労の状況なんかを把握しながら、優先順位をつけて決めさせていただいておるところでございまして、中にはお断りする部分も出てこようかと思っております。

○議 長

13番 溝口君 (登壇)

○13番

わかりました。今の状況では、最後のほうで教育委員会がどのように保護者の方に説明をするのかなということ聞いていくわけではありますが、ここで話は前後いたしますが、先ほど冒頭、若い世代の方から、学童保育所に入れないんですと、そのような話を聞いたのでというのが発端になったのでと申し上げました。後で調べてみましたら、今、話があったように通常ではなくて、長期の夏休みのときに1カ月だけ預かってもらいたいということで申し込みの相談をしているときに、ちょっと無理というような形を寄せられたということだったというふうに後でわかったんです。定員を超しているところが長期のだったら1カ所、2カ所になってくるわけです。少子化の影響で、今後、年単位で見えていきましたら、ほとんどの地域では多分児童が減ってくるのが予想されると思うんですけども、教育委員会として、現状でも超過しているところが2つあると。通常では何とか学童保育をしてお受けしていける状況ですけど、長期のときになったらお断りをせなあかんと。今の状況でしたら、日置のほうに、白浜の第一のほうに行ってもらうぐらい、旧の白浜町では白浜第一か、富田はちょっとあきがあったんですかね。それぐらいしかない。しかし、今の定員の30名から40名近くオーバーを受け入れるということは旧白浜町の学童保育所としても難しい状況かなというふうに判断されるんです。

しかし、今は少子高齢化でこれから児童数は必ず減ってくるかと、そのように把握はするんです。それならば5年、10年と根本的な児童数の予測というんですか、それは教育委員会として、当然把握はできているのかなと思うんですけども、現状は把握できているんですか。そこら辺はどうなっていますか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番外 (教育次長)

学校におけます児童数でございまして、現在927名の児童数がございまして、年々減少していく見込みとなつてございまして。その中でも学童保育所で定員を超過してございまして西富田、また北っ子クラブの学校区におきましても減少する見込みとなつてございまして。減少しないのは、予測ではございまして、白浜第二小学校、そして安居小学校が微増というような形でございまして。白浜第一小学校につきましても白浜学童保育所、白浜第一小学校と合わ

せますとやはり減少しますので、学童クラブの利用が現状と同じような率で利用されとなりますと、施設には少し余裕が将来的に出てこようかというふうに思っております。5年後を見ますと、776名になりまして現状より16%ぐらいの児童が減少するというふうに見込んでございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今、現状ではアップアップのところもあると。しかし、長期的な5年後となりましたら、教育次長からも報告もありましたが、今現在927名だそうであります。それが5年後には776名に減ってくると。ですから、現時点からこの5年後までの間の運営をどのように教育委員会として保護者の皆さんに説明するかと。もしくは施設の改善をするか、ここら辺の判断になってこようかと思うわけでありまして。

今後、児童数がふえて、各学童保育所が全ての学童保育所ではありませんが、あるところの学童保育所では、通常の学童保育でも定員がいっぱいで、これは新築というか、増築も考えなければならないと、そのような状況になってくるわけでありまして、今の教育次長からの報告では減ってくると。しかし、今、現状ではいっぱいのところもあって、長期も受け入れられない施設が2カ所あると。ここら辺のかね合いというか、教育委員会としての考え、これは当然保護者の皆さんに説明をしなければならない。受け入れでお断りになられた保護者の方では、なんとという形でそれぞれ各議員の皆さんのところにも、学童保育所に入られへんけども、そのような話もあろうかと思っております。ここら辺はふえてくれば新築、増築も考えなければならないんですが、しかし長期の展望というか、児童数を考えたときに、長期の休みのときでも若干の定員超過が考えられてるんですけども、ここら辺の現状を教育委員会としては、数はわかっているんですけど、対応というか、そこら辺は考えとしては今現在どのような感じですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

現在、定員が満員という状況につきましては、なるべく夏季休暇のときにも受け入れたいということで、当然支援員の方々ともご協議して、施設の内部の改良や少しばかりの増築というようなことで、対応できないか等々を内部でも協議はしたんですが、どうしても施設の敷地の問題であったり、中も改築して広げるような余裕がないということが現状にございます。どうしても夏季の部分で入れない場合は、ほかの学童保育所というところをご案内申し上げているのが現状でございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今、教育次長の報告では、将来的な児童数を考えたときに、新たに敷地を求めて新築をするのには難しいかなと、そのような判断を今しているのかなと、そのような報告であったかと思うんですが、基本的にはそのような考え方で、受けとめでよろしいんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番外 (教育次長)

現状では施設はある程度できてございますので、現状を改善するがための新たな施設というのは教育員会のほうではちょっと展望を持ってないところがございます。先ほども申し上げましたように、将来的な人口予想によりますと、現状の施設規模で恐らく賄えてくるであろうという見込みから、現状を改善するには、今の施設の少し建て増しとか改修とか、中の改築とかで対応できないかということも検討しましたが、どうしても残念ながらその部分でもかなわないというのが現状でございます。

○議長

13番 溝口君 (登壇)

○13番

一番教育委員会としてもつらいというか、苦しい。何とか現状の通常の学童保育はまあまあやっているとかなど。やっていると長期のときだけのお断りになるような、お断りせなあかん、そんな学童保育所が1つ、2つあったとしても、3年後、5年後には児童数も減ってくると。新築もここ2カ月、3カ月で新しくできるのであれば別でありますけど、敷地を新たに設けて、例えば造成、埋め立てをして建築をしても、今から準備をしても2年、3年と必ずかかるわけでありまして。その点で苦しくて申しわけないなど、保護者の皆さんにはそのような気持ちもあるけども、現状ではこれはどうしようもないと、そのような判断であると思うんです。

それならば、通常では何とかいけているわけでありましてけども、ほかのところの学童保育所にと。そのような状態で保護者の皆さんに受け入れられているところもありますけど、受け入れられていない地域の保護者の皆さんに、教育委員会としてその理由づけというか、説明、そこら辺の仕方というか、教育委員会としてはどのように考えているのか。

また、今回でも、例えば北富田であれば、通常でも1名オーバーの状況でありますから、長期は受け入れられないと、お断りをしているというような状況であったのならば、例えば北富田で例を出せば、北富田の育友会さんを通じて、こういう理由だと説明をされているのかどうか。一応、北富田の学童保育所であれば、旧の農協の建物がたまたま学校のすぐ近くで、増築するにも増築できない。スペース的な問題があるし、増築はできないと。だから、そこら辺でいたし方ないという判断ですけど、地元の育友会さんなりほかの地域の学童保育所さん、例えば西富田でもそうですけれども、多分オーバーの数字が出てますけども、どのように説明をされているのか、されたか。そこら辺はどうなんですか。

○議長

番外 教育次長 榎本君

○番外 (教育次長)

学童保育所への入所については、保護者の就労等の状況でありましたり、対象児童の学年へ支援の有無等を審査しまして、優先順位をつけて入所決定をさせていただいております。現状では通年利用の希望者はどの施設においても受け入れができる状況でございますが、先ほど申しました長期休暇の利用の希望者が定員を超えているようなところにつきましては、受け入れができない方につきましては、基本的には長期休暇の場合は普段と違ひまして、やはり子どもさんが自分で来るとか父兄が送迎していただくというのが大前提になってきます

ので、そうしたことから、すいているといたしますか、定員が割れておって夏にも余裕のあるところの学童保育所のほうをご利用いただけないかということをお願い申し上げているところでございます。

お子様や父兄の方々が同じ小学校の学童と同じところの学童保育所のほうに通いたいというお気持ちというのは重々わかるんでございますが、学童保育所へ行きますと、また新たな出会いといたしますか、そうした期待もございまして、そうしたことも申し添えながら現状のご理解をいただいております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そうしましたら、例を挙げましたら北富田と西富田、長期も受け入れられないというような状況ですけど、これはもう説明をされたということなんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

申し込みでご相談のある方にはそういうご説明をしておりますが、育友会とか学校全体でご説明申し上げるといことはしてございませんので、当然学童を利用される方に対しましての実際に申し込まれたときのご案内ということでございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

報告の仕方もいろいろあるかと思っておりますけれども、ここ1年、2年、3年ぐらいはこの通常保育の数も多分現状でほとんどいくかと思うんです。これが、急に例えば北富田の場合だったら学童保育の方が減れば受け入れられるんでしょうけど、多分同じような数字でいくと思うので、一度、北富田とか西富田については、学校を通じて保護者の方に、現状はこうで教育委員会としてもこういう考え方で申しわけないけどと、今、教育次長が説明されたようなことを保護者の皆さんのところにも一度話を、保護者の皆さんの耳に入るように報告されたらいかがかなと思うわけでありまして。

ですから、我々議員のところにも、どうなっているのな、事情もわからんと。つくったのに入られへんじゃないか、何をしてるんなとお叱りの言葉を言われても、現状で、通常の児童数がまだ若干でもふえてくるとなれば、新たな敷地を設けてでもつくるべきであると強く進言できるのでありますけれども、客観的な数字、ここ4年、5年で児童数は減ってくる。それで、今すぐにでも対応ができるのであればつくれと言えんですけども、これもつくるにも2年、3年の時間がかかると。

しかし、保護者の立場からしたら、私ところは今預かってもらいたい。そこら辺の要望に対してやはり教育委員会として、保護者の皆さんの耳に、苦しい言いわけの部分もありますけれども、現状を言って、理解をしてもらう、そういった作業をしてもらいたい。そのことにつきましては要望しておきたいと思っております。そこで、現状は数的にはこうであります。

そして、もう1点は学童保育の運営です。年度は忘れましたが、一度、学童保育士のアップについての議案が提案されて、多分そのときには否決になったかというような記憶がある

わけでありますけども、学童保育についてお聞きをしたいと思うんです。白浜町の学童保育費は通常は1カ月幾らで、そして長期のときは今現在幾らぐらいの設定になっているのか、教えてください。

○議 長  
番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

学童保育料につきまして、申し上げます。通年の利用の方といいますか、月曜日から金曜日までの利用で月額5,000円でございます、土曜日が2,000円となっております。長期休暇の利用の方につきましては、夏休み期間は月曜日から金曜日の利用ということでありましたら1万円、土曜日が4,000円です。冬休み及び春休みの期間につきましては通常と同じように、月曜日から金曜日の利用で5,000円、そして土曜日が2,000円と定めてございます。

○議 長  
13番 溝口君（登壇）

○13 番

わかりました。通常は月だったら5,000円と土曜日が2,000円。夏休みの場合だったら1万円と土曜が4,000円。春休み、冬休みは通常と同じであると。

それならば、この近隣のすさみ町、上富田町、田辺市、もう少し広げて、みなべ町、こちらの市町村の運営費というか、それは料金的にはどうなんですか。把握をされておるんですか。

○議 長  
番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

近隣市町村の保育料の状況でございますけども、田辺市につきましては月曜日から金曜日までの利用で、白浜町は月額が5,000円のところが、田辺市が8,000円となっております。土曜日の希望者につきましてはプラス1,800円ということでございます。上富田町は月曜日から土曜日の利用で白浜町の倍となり、月額1万円。そして、みなべ町は月曜日から土曜日の利用ということで月額6,000円。すさみ町が同じく3,000円。すさみ町は土曜日は保育がないと聞いてございます。串本町は月曜日から金曜日の利用で月額4,000円という状況と承知してございます。

○議 長  
13番 溝口君（登壇）

○13 番

この近隣の市町村の金額は、白浜町はこの中で言いましたら真ん中ぐらいで、一番高いのが隣町の上富田町で1万円。田辺市で8,000円と、すさみ町が3,000円、串本町が4,000円。白浜町が5,000円と、このような数字でありますけども、この数字というのは各市町村で決定することができるんですか。

○議 長  
番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

これにつきましては市町村で定めるんですが、基本的には国の補助金が入ってございまして、国費が3分の1、そして県費が3分の1、町が3分の1という形で運用できるような形になってございまして、実際は国の定めた基準額がございまして、周辺市町もそうでしょうか、白浜町は国の基準額よりはかなり総事業費としましてはかかっておりますので、町の一般会計の持ち出しというのは国、県の補助よりも大分上回っているという状況にございませぬ。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

わかりました。今、教育次長のほうから国、県の負担額より白浜町独自の負担、一般会計から繰り入れをしていると。というのは、こう解釈すればよろしいんですか。今の白浜町の学童保育の実態は、子育て支援として、各市町村それぞれで財政規模の違いはありますけれども、白浜町としてはそういった子育て支援の一環として、国、県よりも上回る持ち出しをして、一番安いとは言いませんけれども、町の規模からして5,000円は、隣の上富田町は1万円のところが半額であると。ということは、子育て支援をしていると、そのような解釈でよろしいんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

全体的には国費よりも上回った運用をしておりますので、当然保育料収入もあるんですが、それでは足りない状況があるという状況からしましても、やはり町民の税金をこちらへ投下しているということは、子育て支援の関係から質を落とさず運営しているという状況にございませぬ。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

これで、何年か前に1度、学童保育の値上げの議案が出てきまして否決になったわけです。となれば、今のこのような子育て支援の解釈であれば、これが若干アップしたよりも入の金額が物すごくふえてというのだったら考えられるのかなと思うんですけれども、5,000円のところが3,000円上げたところで、そんなに町の負担が減ったというような形の数字には上がらないから、ここしばらくは今のままの、近隣から比べたら真ん中かどうかぐらいですけども、アップをせずに今の保護者の負担額を現状のままでいましばらくはいこうと、そのように教育委員会として考えているのか。いや、ちょっと近々増額も考えねば、町の負担も少しでも軽減というふうに考えているのか。そこら辺の学童保育の運営費については教育委員会としては今現在の解釈というか、考えはどうなんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

全体事業費から保育費を引いても国の対象基準額より多いものですから、その差額が一般会計からの繰り出しというような解釈にも受け取れる状況にあります。教育委員会としまし

では、前回否決されましたけども、学童保育を運営する以上は、やはり応分の負担をいただきたいと思いますが、今、これまでやってきて、保育が大きく変わったという状況もない中で、保育料の値上げというのは現在ちょっと見当しておりませんが、保育がこれからまた国の指針等々で変わってくるかわかりませんので、そうした状況が生じてまた保育に対する運営費が負担がかかってくるということでありましたら、その時点で検討させていただきたいと、このように思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

わかりました。半面、こういったことは保護者の皆さんには、現状は白浜町として頑張っているのやと、子育て支援としてはほかの市町村と比べても国、県の持ち出しより白浜町独自の負担を入れているのやと、繰り入れていると。保護者の人はそんなの当たり前やと言われるかもわかりませんが、実質子育て支援の名目で頑張っている。

そういった意味も含めて、先ほど申しましたように、せっかく夏休みのときだけお願いをしたいといっても入れない状況の保護者の方には、やはり現状を理解してもらう以外にないわけです。施設のキャパがないわけですから、それやったらつくれというようになるんですけども、それももう3年、5年先には必ず児童数が減って、そこにまたすぐできるものだったらやるかもわからんけども、2、3年は必ずかかりますので、何年かかかるのに、それもちょっとできないと。そこら辺の教育委員会もジレンマがあるかと思いますが、保護者の方もジレンマがあるわけですから、その現状の説明をして納得していただけるかどうか、十分かどうかわかりませんが、その努力はやっていただかないと。せっかく子育て支援の一環でほかの市町村と比べても白浜町は頑張っているのやというのが数字上はあらわれているわけですから、その辺の説明をすべきだろうかと思います。

我々議員のほうにもいろいろ要望もありますけども、今のこの現状から判断して、私としてもやはり、それならばすぐに土地を購入して、田んぼを購入して埋め立てをしてすぐにできるのだったらすぐにそれはやるべきやと進言をしたいところなんですけども、現状から考えたらそうもなかなか言えんところもあるかなと。しかし、保護者の方も困っている現状もあるわけですから、そこは何とかあいている施設のほうに行ってくださいというのは、例えば違う地域に行ったら新しい友達もできて、数年すれば中学校に行ったときに、すぐにより多くの友達もできるいい点もあるとか、そこら辺の説明の仕方というか、これを十分考えてやってもらいたい、そのように思います。

そのように白浜町としては基本的には子育て支援の一環として学童保育についてもほかの市町村と比べてもそんなに見劣りはしないと、頑張っているという形で、改善できる場所があれば改善するべきところは今後してもらいたいと、そのように申し上げまして、1点目の学童保育についての質問は終わりたいと思います。

○議 長

1つ目の学童保育についての質問は終わりました。

次に、2つ目の防災対策についての質問を許可いたします。

13番 溝口君（登壇）

○13 番



それでは、2点目の防災対策についての質問に入ってまいります。

2点目の防災対策についてであります。この内容につきましては、富田川の堆積土砂の撤去工事についてであります。近年の異常気象等の影響で、局地的な大雨であるとか、台風時での大雨で、近年富田川の水位が急激に高くなり、時には平間地区の国道42号線が若干低くなっておりますが、国道を越えてその付近の民家に富田川の濁流が流れ込んだり、また富田川の水位が上がり、その原因で、富田川に流れ込む支流の河川の排水がスムーズに富田川に流れることができなくなり、それが原因で支流付近が氾濫をしてその地域の民家が床下、床上浸水の被害がここ数年でもたびたび起こっているわけでありまして。町長部局のところには、何とかこれを改善してもらわないと、こうたびたび大雨が降って災害が起こると。これを放っておくというのは人災になるのと違うかと、そのような意見、話もあろうかと思うんです。

その中で、我々白浜町は一番富田川の下流域の町であります。この原因は、やはり本当に長年というか、50年ぐらいの年月をかけて上流から何十年かにわたって流されてきた土砂が堆積した、その原因が本当に全てであろうかなと、そのように思うわけでありまして。一例を申し上げましたら、私が今もはっきり記憶をしていますのは、小学校5年生ぐらいだったと思います。ですから、11、12歳ですか、ざっと今から50年前になるんですが、今の平間のしらさぎ橋のところでありまして、あそこら辺は一面が湖みたいになって、私はゴムボートを浮かべて遊んだ記憶が今でも鮮明に覚えている。それが50年たった今、あのしらさぎ橋のところ1つをとっても、川の3分の2がもう埋まっているような状況であります。

そのような状況でありますから、当然大雨が降れば急に水位が上がり氾濫をすると、これは当たり前です。その理屈、こういった現状を何とか改善をしてもらわんと具合は悪いと。私が平成18年に初当選をさせていただきました。そのときに議員になった直後から、すぐに富田川流域の関係する住民の方々から、このことについては取り組んでいただきたいと。取り組んでもらわんと今の富田川の現状を見たら、大雨が一たび降れば大きな災害につながるというような形で、住民の方からその都度ずっと、この12年間話がございました。

そこで、私なりにもいろいろ、当然富田区長会のほうも県当局、振興局に対して年々富田川の要望を上げてきておるわけでありまして、そこで私が年々上げてきているのに何一つとして抜本的な改善がされない。そのまず大きな1つの原因は富田川にオオウナギの生息ということで天然記念物に文化庁から指定をされていて、川を勝手にさわってというのはほかの河川よりもなかなかやりにくいと。

そのまたもう一方では、西牟婁振興局の管轄の県河川の年間予算がざっと二億七、八千万円というふうに、ここ2年前の話ですけれども聞きました。今年度はどのような数字になっているかわかりませんが、通常だと西牟婁振興局の管轄する県河川の1年間の予算が3億円前後だということを聞いたわけでありまして。これでは当然抜本的な対策をすることはなかなか難しい。これはやはり県の本庁と話をしなければと、そのように思いまして、ちょうど5年前に県当局に紹介していただきました県当局の幹部の方に直接訴えをさせていただきました。先ほどから申し上げた現状を話していただかないと、こういうことにたびたびなれば、やはり人災に当たるのと違いますかという形で申し上げましたら、年数はかかるけど取り組んでやるというような言葉をいただき、今やっと、この富田川の抜本的なそういった対策工事が始まろうとしておるわけでありまして。

そこで、これはあくまで県工事であります。富田川は県河川で、県工事でありますけれども、やはり流域の一番影響を受ける我が白浜町としても、県の工事は振興局単位であります。この振興局に対して、県に対して工事に際しての進め方であるとか、全体的な工程というか、そういったことも当然聞いて、白浜町としても富田川のそれぞれの地域の住民、地区に話をしていかなければならないと、その責任もまたあろうかと思うわけであります。

一般に聞いていますのは、今、富田川の県河川の堆積土砂の工事については、県当局がいろいろ計画を立てて、最終は国の承認を得て、今のところでありますけれども、ざっと20億円の予算がついているそうであります。この前も知事も昨年の知事選のときにも栄で演説をしておりましたけれども、今のところはざっと20年かけてと、そのような知事の演説の中でも披露されておりました。そこら辺をいま一度どのような工程になっているかを、この一般質問を通して白浜町もどれだけ把握ができているのか、そしてまた、白浜町として県に対してどのように工事を進めてもらいたいのか、そこら辺の考え方があるのかどうかという点を質問してまいりたいと思います。

それでは、いま先ほど私が申し上げましたように、5年ぐらい前から県当局が、当初は県の本庁が取り組んできました。一連のこの富田川の堆積土砂工事に対しての申請というか、国との協議はあったと思います。そこら辺の一連の工程があって今現在になっているわけですが、基本的な工程はどのようになっていたのかということをお教えしてもらいたい。報告できるのであればお願いをしたいと思います。どうですか。

#### ○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

#### ○番 外 (町 長)

ただいま、溝口議員から富田川の浚渫、堆積土砂撤去の事業化に至る一連の工程についてご質問をいただきました。

富田川の堆積土砂浚渫要望につきましては、長期にわたり要望しておりましたが、特に平成23年台風12号の紀伊半島大水害により、富田川流域の各地区におきまして、家屋等の浸水被害や道路及び農地が冠水するといった被害が発生しました。また、大規模な山腹崩壊等により、富田川河川内には多量の土砂が堆積し、河床が上がっていることや、河道断面が小さくなり、流下能力が低下していることが大きな要因であると考えております。

このことによりまして、町といたしましても、県に対しまして、富田川の河川整備について強く要望し、また、議員初め関係者皆様のご尽力もいただき、平成30年度に富田川水系河川整備計画が策定されました。社会資本整備総合交付金を受けまして、富田川河川整備事業として現在も工事が着工されております。

#### ○議 長

13番 溝口君 (登壇)

#### ○13 番

今、町長のほうから一連の報告をいただきました。本当に私も最初に県の当局の本庁の幹部の方に行ったときには、すぐ部長さんが局長さんをその部屋に呼んでいただきまして説明を聞きました。そのときでも、溝口君、すぐにやってやりたいけど、基本計画とか整備計画、それぞれで各2年かかる。最低でも4年はかかると。それでも4年かかってもいいですから

お願いを申し上げますという形で、今、町長から報告していただきましたように、やっとこれから始まるかとなったわけであります。

ですから、これは白浜町の住民、富田川の地域住民にとっては千載一遇のチャンスであります。工事期間もこれからお聞きしますけども、長い計画のスパンで工事が始まってくると思いますが、しかし一たびいろんな地域住民の方々にも申し上げたんですが、我れ先に我がところではなしに、県としても順番にやっていくわけでありますから、一度やったところの区間を後からもう1回というのはなかなかそうはいかない部分もあるので、せっかくのチャンスであるから、最大限この効果が発揮できるように、やはり地域としても取り組んで、県に対して物事を順序立って要望していくべきであるし、またそうしないと、最大の効果があらわれませんよということも、私も住民の方々には申し上げているわけであります。

そこで、町として、今、町長からありましたが、県としてこの富田川の堆積土砂の撤去工事の基本的な区域と期間、私は先ほど20年間と申しましたが、知事が演説で言うてたと言いましたけれども、期間はどれぐらいと考えているのか、そこら辺を白浜町としても把握をしているのかどうか、その点はどうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外 (建設課長)

ただいま、溝口議員より富田川の堆積土砂撤去の区域と期間についてのご質問をいただきました。

まず、整備区域といたしましては、富田川の河口付近から白浜町保呂地区の上流部まで約6.2キロメートルが計画されております。また、期間といたしましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、おおむね20年の予定となっております。

○議 長

13番 溝口君 (登壇)

○13番

今、6.2キロメートルで20年と、これは一応、ほかの町の上流のところはあれですが、この白浜町分が6.2キロメートルであると。これは20年スパンですから、知事に申し上げましたけれども、もうちょっと早く一遍にお願いをしたいと、その旨の話をしたんですが、そのときはまだ始まっていませんので、これから今年度からいよいよ開始ですから、これは協議の中で、国の予算づけのこともあろうかと思いますが、若干というか、半分か5年ぐらいは最低でも短縮できるのではないかなと、そのように思うわけであります。ここで、白浜町としても、県に対して、これから始まっていく撤去工事に対しての工事の進め方についての要望とかをしていくわけでありますが、白浜町の体制というか、そこら辺はどのようになっているのか。その点はどうなんですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外 (建設課長)

ただいま議員より、工事の進め方についての要望体制ということでご質問をいただきました。

まず、要望する体制につきましては、今までは町と各区とが連携しながら県への要望活動

を行ってきたところなんですけども、先般、平成31年4月23日に富田川流域9つの区と、そして白浜町とで構成いたします富田川改修促進協議会を立ち上げました。今後は、その富田川改修促進協議会と町とが連携して、県への要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、工事の進め方につきましては、西牟婁振興局建設部より、町や富田川改修促進協議会に、工事発注に伴う説明を事前にいただくように考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そういった促進協議会ができています。白浜町に富田川流域の9つの区が加入した団体ができたのは、当然西牟婁振興局のほうも把握をしているんですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

昨日、令和元年5月22日に西牟婁振興局建設部長及び担当課へ富田川改修促進協議会の発足の報告ですとか協議会の目的につきまして説明してまいりました。ですので、県も把握していただいていると認識しているところです。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それでしたら、白浜町ではこういった体制ができていますと説明に行くと。それでありましたら、県のスタンスというか、雰囲気というか、そこら辺はどんな感じだったんですか。白浜町として、これから富田川改修促進協議会が発足しましたと。ですから工事についてのいろいろこれからの説明もお願いしますと、反対に要望もまたあるかもわかりませんのと、そのような話をされたというように、今、建設課長からありましたけども、打ち合わせというか、最初の挨拶だと思いうんですけれども、そのときの県の雰囲気とか感触はどうだったんですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

5月22日に西牟婁振興局へ伺った際も、これからの事業箇所ですとか事業内容につきまして、県単独で進めるのではなくて、町や富田川改修促進協議会とも十分協議して進めていただけるというお話をいただきましたので、私個人かもわかりませんが、感触はよかったのではないかというふうに認識してございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

先ほども申し上げましたように、これは千載一遇の工事が始まるわけで、それでまた住民の生命、財産に本当に直結する工事であります。工事と言っていいかわかりませんが、事業でありますので、やはり県の方も把握はしてもらっているとは思いますが、通常の県の

事業であるとかそうではなしに、本当に富田川流域の地域の住民の生命、財産に直結している部分でありますからと、その部分は十分建設課長のほうからも説明をしてもらって、進めてもらいたいと思うわけでありす。

今申し上げましたように、堆積土砂の撤去工事については、建設課長からも話がありましたけれども、工事が始まる前に、町として、白浜領域の区間について基本的な考えを、県から示されるのではなしに、やはり町も、富田川改修促進協議会で事前に白浜町としての考えとか、こう進めてもらえるのが一番いいとか、県は県で当然専門的な分野で年次計画を立てて行っていくわけですけども、町も町なりのこういう進め方をしてもらえたら一番いいとか、それをやはり取りまとめるべきではないかと思うわけでありす。それも詳細についてまでとは言いませんけど、基本的な、これぐらいを立案しておいて、そのときに、県から今年度はここからここまでを考えているとなったときに、それと照らし合わせて、それだったらいつそこうできませんかとか、そこら辺でよりスムーズな内容のある協議ができるのではないのかなど。内容のある協議というのは、すなわち工事の効果が最大限に生きる工事ができることであると、そのように私は思うわけでありすから、それはやはりすべきであると思うんですけど、その点の考え方はどうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいまの議員のご質問のように、県で工事決定がされてから、工事が始まってからの変更というのはなかなか困難と思われすので、町と富田川改修促進協議会でまず基本的な考え方を整理して、工事発注前に西牟婁振興局建設部のほうに十分協議して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

年次計画が20年計画であって、先の長い話かなと思うわけでありすますが、一たび始まってみれば、多分年度が20年もかからないようなケースも考えられると思ひます。そういうように把握しますので、始まってから、県のほうから今度はこうですよと、説明を聞いてちよつと要望するぐらいじゃなくして、やはり白浜町としてもこの富田川の改修計画、自分のところが事業をするのだったらこうやなというような腹案を持って県と話をすべきであると、そのように思ひます。

そこで、何点か具体的な私なりの子どもころから見てきた、今回のこうすべきではないかなという点を数点、具体的な事例を申し上げたいと思ひます。

1点につきましては、富田川の両側の河川、これは何十年にわたって、現状は大きな樹木が生えている、木が生えているのではなしに、森みたいになっているようなところもありす。今回のこの工事は基本的には堆積土砂の撤去でありすますが、やはり両サイドの樹木もこの際に伐採か、もしくは根からとる、それを一緒にすべきだと。工事の性格上、事業の範囲にそれも含まれるのかどうか、私は専門家ではないのでわかりませんが、知事に申し上げました。知事はやるというふうに住民の皆さんの前でおっしゃってましたけども、その点、もし今後、振興局と話をしたときに、それはちよつとというような話があれば、これは知事も

住民の皆さんの前で必ずとりますよと言うてましたよと、これは発言をすべきであります。やはり土をとるだけではなく両サイドの樹木も、この際ですから、そこら辺をやってもらわんと。これが終わってしまったら、またそれだけとってくれと県か国交省か、県に頼むとはいきませんので、今回の堆積土砂の国の認定がされた中に、拡大解釈をしたら含まれるのかどうか、そこら辺の県の考え方も今から聞いておいて対応してもらいたい。それがもし県も振興局も、それは難しいとなれば、今度はまた協議会上げて、今度、陳情に行ったらいいわけですから、そのときには我々議員のほうも、話に行って、陳情にも行きます。先手先手をとってやはり調べて、県と協議をしていかなとあかんと思います。

1点、両サイドの樹木です。これについては、知事も言うてましたが、そこら辺については県当局とも話はまだされてないんですか、どうなんですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

今現在ですと、樹木の伐採についての詳細的な協議は行われておりません。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

県の振興局の建設部のほうには、やはりこれは両サイドのこれも入りますよと、当然入れてもらわんと住民はこれも全部とってもらえるというように把握をしていますよと、町としても振興局に対して声を大きくして。もし入っていればいいですけども、それはちょっとというような話になったら、富田川流域の関係する地区の住民はみんなそう思っていますよと書いていただかないと、一たび水位が上がって樹木に引っかかったり水位が上がる、そうしたことが原因になるわけですから、それも町としても十分把握をして、もし県がそのような認識でないのであれば、やはり今の段階から耳に入れてそうした動きもすべきであると、そのように提言をいたします。

もう1点、具体的には、富田川に流れる支流との合流地点で富田川本線の一例を申し上げましたら、内ノ川地区の国道42号線から、あそこは小泓川というんですが、あそこの合流地点のところの川の状態であります。ここ10年、15年ぐらいで川の流れが変わったり、あそこの合流地点のところ土砂が流れるようになってきて、今はもう大きく盛ったような形です。しかも富田川の河川の傾斜が国道側に傾いてきてるわけです。通常るときはいいんですけど、大水のときはこう傾いてきているから、そこが支流との合流地点になっていますから、水位が上がってきたらそこは余計に支流のところ流れる原因になってきている。そこら辺を今回の事業の中で若干の拡大解釈になるうかと思いますが、河川の傾斜をちょっとでも向こう向きの流れにするようなことは、そういった工事はできないのかどうか。やはりしていただいたほうが、より災害を防ぐ効果が発揮できると思うと。そこら辺は町としても一度、把握はされていると思いますけども、振興局に対して町として発言すべきであると。

ですから、そのために、町の予算で多分庄川のしらさぎ橋付近のお寺の下の河川と内ノ川区のところ発動機を町単独で水害対策用の水中ポンプの発動機を設置する予算が数千万円だったですか、あれも計上されているわけですから、あそこら辺が原因になっているんですから、本河川の富田川の県河川の管轄の県が工事をするわけですから、これを解消してもら

いたいと、してもらいたいというか、すべきであると、それも発信をしてもらいたいと、そのように思うわけでありませう。

そこで、もう1点は、富田川の役割としては、これも重要な役割が1つあります。これは富田平野の農業のための農業用水の確保をこの富田川の本流からしております。富田川地区、富田の十九淵、栄、中、才野の一部まで富田川のところから井堰で水を引いております。大井堰と血深井堰2つの井堰があるわけですが、今、こちらのところの井堰のところは壊れてこれから工事が始まるかと思っておりますが、ここも土砂の堆積もしてるし、ことしも雨が降るまでは水が引けなくて、なかなか水利の確保が難しいというようなことも聞いております。今回、始まっていくわけですけど、この富田川の土砂の堆積工事と関連をして、井堰の工事は井堰の工事単独でいくのか、そこら辺の水利の確保は町としてできているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然、この工事というのが同じような場所になってまいります。ただあくまで県の工事、それから町の工事というのは別々になりますから、私どもの今回の災害復旧工事をしていくわけですけど、それとの関連性というのは余りない。

それで、ただ現在、水期というふうなことになってございますので、9月～10月ぐらいまで工事をとめて、その後私どもの工事は年内完成を目指して取り組んでいくと、このようになってまいります。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

富田川の堆積土砂は、先ほどから何度も言うてますように、今のところは20年であるがそうは簡単にはいかないんで、今の井堰のところへ来るまでにどれぐらいになるのか、先そこら辺をするかわかりませんが、極力向こう、富田川の本線をやるのに、富田川の本線の中に井堰もあるわけですから、何とかうまく対処できるのであれば、話によってできるのであれば、それもそっちの事業でうまく対処できるようになれば町の負担も減るわけです。そこら辺も十分農林水産課と建設課で協議できるのであれば判断をして進めてもらいたいと思うわけです。これは富田平野の農業用水の富田川の水の確保がかかっておるわけですから、言葉悪いんですが、こういった事業も利用できるところは利用して、有効に、治水の面でも農業用水の確保の面でもいいようなものがあれば、どんどん県と協議してもらいたいと、そのように思います。進言をしておきたいと思っております。

それで、いま1つは、今回の件は富田川の本流の撤去工事ではありますが、ひとつこの際ちょっと拡大解釈をして、いまほど申し上げました富田川の本流に流れる支流の場合も県河川の場合も多々あります。その支流の分の土砂の堆積の撤去なんかも、これはあわせてするのは難しいのかなと。せつかくこれから年次計画を立てて本流の本流の河川を県が整備をやっていくわけです。ですから、その流れ込む支流も県河川であるのだったら、ちょっと拡大解釈を、これも堆積の1つの原因になるということで、そこら辺も協議をすべきでないのかなと。一石二鳥ではありませんが、そこら辺の基本的な考え方はどうなんですか。県と一度話をしたことはあるんですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、溝口議員のご質問のように、富田川水系河川整備計画策定時に富田川の各支流の土砂の撤去につきましても協議のほうはいたしておるんですけども、やはり当該整備事業という中には含まれてはいないというところで、今のところそういう協議になっております。

また、現在、各支流における堆積土砂につきましては、町から西牟婁郡町村会を通じまして要望を行って、別事業として堆積土砂の撤去を実施していただいている経過がございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

支流の全てのところの上までのぼってじゃなしに、富田川本流との合流地点から数百メートルぐらいのところは、やはり支流の堆積土砂も本流のこれについての影響があつてこうやというような解釈をとれんこともないのではないかなと、素人ながらに私はそう判断するんです。そういった解釈で、適用が支流全ては難しいと思いますが、若干本流からの合流地点から1キロメートル以内か500～600メートルかでも、それだけでもとるだけで大分やはり住民にとっては安心を与える材料になりますので、また改善を必ずするわけですから、そこら辺も頭の中に入れて県との協議の中で、拡大解釈かもわからないけど、しかしこれも原因の1つであると、せつかくここをするのだからちょっとこうというような話で、やはりすべきであると、そのように思います。その点も指摘をしておきたいと思います。

いま一つ、一番肝心な、私はこれから県がその区間で入札をして、入札業者が決定をしていくと思います。当然県として工事工程とか説明をして、入札をするわけですから、業者は把握しているかと思いますが、しかし、今の県の入札制度の電子入札の中で、今はインターネット入札ですか、あまり現地も知らないような、一応、仕様書だけを見て、多分こちらの案件もそのような入札になろうかと思えます。ということは、県内のどこの土木の資格を持った業者さんが落とすかもわからない。だから、まるっきり違うところの、この付近の業者さんでしたら大体把握しているかもわかりませんが、仕様書だけの書類上だけで把握をしている業者さんも落とす可能性があるわけです。ですから、私は県に、町として、振興局に対して、一度、落札業者の方と白浜町で、先ほど言った富田川の地元の促進協議会の中で、工事を落札した業者さんと直接説明というか、県に対しては要望を上げてますが、落とした業者さんはひょっとしたら紀北のほうからぱつと来て、これらの事情がわからない、ただ仕様書のとおりだけでここをやればよいというような形の業者さんに当たらないとも限りませんので、工事が始まってから言うのではなしに、事前に業者さんと富田川改修促進協議会との間ですり合わせというか、一応、認識を業者さんにも持ってもらう。そうした機会を私はつくるべきであると考えているんですが、その点、町はどう思いますか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

やはり、発注者と工事請負事業者の請負契約締結の考え方もございますし、今、溝口議員からいただきましたご提案も含めまして、西牟婁振興局建設部と十分協議しながら調整して



いきたいというように思います。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今、課長が言われたことがもっともであります。これは振興局に対して、全然事業を知らない、仕様書のとおり業者さんたちは工事をやるわけですが、やはり今回はちょっと意味合いの違った工事になるかと思っておりますので、県から説明は受けているかも知れませんが、事前に落札された業者さんと地元の促進協議会の間で、地域との確認をすることができる機会を設けていただきたいと。これは振興局に対して正式な申し入れをしていただきたいと、そのように思います。

そして、私は昨年、この富田川の堆積土砂の工事が始まるということで、西牟婁振興局建設部長と話をしてまいりました。そのときに私も初めて知ったんですが、富田川の範囲とは、私は富田川の河口のところまでが富田川の定義だと思っていた。それで、いよいよ始まってきたら、川の工事というのは基本ずっと河口のほうから入っていきますよねと言ったら、いやいや、富田川の定義は富田橋の鉄橋があるでしょうと、鉄橋から本当の河口までの真ん中ぐらいが富田川としての定義なんですと。だから、真ん中から富田の河口までは、富田川であっても今回の富田川として扱われないと、含まれませんという話を聞いて、初めて私はそのときに富田川の定義を知ったわけです。ということは、年々富田川の一番の本当の河口のところは浅くなって、大潮の引き潮のときは船も入れない、プレジャーボートも入れないような水深が50～60センチメートルにまでなって、ですから一たび大雨があつたらもっと水位が上がってくる。富田川の河口は砂利で埋まってきて詰まってきているような、そんな状態であります。

ですから、これはこれでまた違う工事として、多分港湾の関係になろうかと思っておりますが、ここら辺は県としての認識は、今回の工事はあくまでも富田川の国の認定の事業からはずれた地域になるわけですが、一番の河口のところがあるような状況であるのですから、いくら上流をやってもどんどん河口に流されていくわけですから、そこら辺は県としての認識というか、考えは、県の認識はどのようになっているのか、そこら辺を町としては話をしたことはあります。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま溝口議員から富田川の最端部というところが、河口の砂洲に、ちょうど浜の部分にまで行ってないのではないかとのご質問で、富田川水系の整備計画策定の説明の中でも、河口の砂の部分、浜の部分につきましては、計画外であるというふうに聞いてございます。

ですので、当然町としても砂の部分、砂浜の部分につきましては、今回の事業に入っていないということを把握してございますが、やはり川の流れを阻害する1つでもございますので、十分そこも協議をしながら前向きに進めていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

### 〇13 番

せっかく4年、5年かけてこの富田川整備計画が国の認可をもらって、国からの補助金がついて、年次計画を立ててやっても、最後の終末の何百メートルでも、700～800メートル、600メートルあるかな、最終の河口部分が全く手つかずの状態になると。ですからせっかく工事をやっても効果が半減するということは、やはりそれだけまた住民の人たちの災害が起こる、そうした要因となるわけですから、町としてこの富田川改修促進協議会の方も共通としてこれは県に対して、振興局さんに対して、これとあわせて一遍にとは言わんけど、こっちの部分も年次計画であわせてやってもらわんと。せっかく苦勞して国まで認可をとって、事業認定をとってもらってやっていっても、効果が半減だったら、これは元の木阿弥じゃないですかと。そのようなことで県もわかっているかと思いますが、やってくれる、やる予定になっているのかどうかも、そこまで私は聞いてませんけれども、町から地域住民として代表である富田川改修促進協議会としても、この際、やはりこっちはこっちで違う科目にはなりますけども、一遍にやってもらうのは難しいかもわかりませんが、年次計画でこっちの河口部分もやはりやっていただきたい。それは県に対して強い要望をすべきであると、そのように思います。そのときになれば、私どもも議員の立場で話をせよというのであれば、我々も話をしに同行してまいりますので、協議を進めてもらいたいと、そのように指摘したいと思います。

ですから、今回の富田川堆積土砂のこういった撤去工事は、富田川流域の地域住民にとっては本当に水害対策に直結するわけであります。

先ほどからも私の50年前の話もありましたように、その当時からしたら富田川の形というんですか、一変しております。多分、今回の工事が、たとえ10年、15年かかったとしても、終わった後には多分40～50年は大丈夫だと思います。多分それぐらいのスパンで上流から年々流れてきた堆積土砂で今の現状になったと思います。10年や20年では、このようになってないというのは、覚えておりますので、多分これをやれば、向こう40～50年は大丈夫かなと、そのように思うわけであります。

しかし、やはり本当に千載一遇のこういったチャンスで県が決定をして、国との協議を進めて、いよいよこれから始まるわけですから、あくまで県工事ではありますが、影響するのは白浜町民、住民でありますから、やはり白浜町も町の事業であると、そのような認識を持って、県と歩調を合わせて要望すべきは要望し、地域住民も巻き込んでこの工事が最大限の効果が発揮できるように、町としても取りまとめすべきであると、そのように思うわけであります。

最後に町長にお聞きしたいと思います。これは本当に千載一遇のチャンスであります。これから町として、町長としても来年選挙があるわけでありますが、この富田川流域の住民に対して、町長としても、何十年かかった懸案事項が今やっというろんな声を上げて、4年、5年かかって工事が始まると。この効果が最大限に発揮できるように、白浜町行政としても県工事であるが、白浜町行政の工事と同じような考えで県当局に対して要望して、話すべきは話し、要望をするべきは要望してまいりたいと。そのような認識を住民にも、町長としても町として発信をすべきであると、それが住民にとって安心を与える材料にもなるわけですし、町長もわかっているらっしゃるように、安心だけではなしに現実にこれが始まっていくわけですから、効果が発揮できるように町として、やはり町長も先頭に立って担当課に、担当部長

にも指示をしてすべきであると思うわけでありますが、最後に町長、そこら辺の考えはどうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

ただいま、溝口議員からご提案いただきました河川両側の樹木伐採や富田川各支流の整備、河口部の整備等につきまして、今後、富田川改修促進協議会と連携しながら、家屋浸水被害等が生じることがないように、治水安全度の向上を図るよう、工事に入る前の計画段階から町としての考えを県に提案してまいりたいと考えております。議員のお力添えもいただきながら、今後、県のほうに強く要望してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長

13番 溝口君(登壇)

○13 番

そういったことで町長もわかっていますように、本当に住民にとって千載一遇の、地域住民にとっては待ち望んだ工事でありますので、最大限の効果が発揮できるよう、白浜町としても県と協議をしてもらいたいと、そのように思います。

それでは、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上をもちまして、溝口君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14時28分 再開 14時36分)

○議 長

再開します。

引き続き、一般質問を行います。12番 廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は、60分でございます。廣畑君の質問事項は、1つとして、プラスチックゴミ等の回収について、2つとして、住宅の耐震改修補助金について、3つとして、学童保育基準の見直しについてであります。まず、プラスチックゴミ等の回収についての質問を許可いたします。

12番 廣畑君(登壇)

○12 番

それでは、一般質問を行います。

皆さんご存じのように、昨今の新聞紙上などで、あるいは報道などでウミガメの鼻に突き刺さったストロー、また、クジラや海洋生物の打ち上げられた死骸の胃袋からプラスチックの製品がたくさん出てきている。この生物が死んだわけが推測されます。こうした動物の痛々しい写真や海洋を放浪するプラスチックごみなどの映像が報道されて、環境問題、とりわけプラスチックの廃棄物について関心が高まっています。きょうも道路を走行中でも、買い物袋であるとかペットボトルなどが道路の脇に捨てられておる、こうした状況も散見されました。やはり廃棄された、これはほとんど故意かなと思うんですけども、そうした廃棄物が長い間かかって河川とか吹きだまりに集まって、そして高いところから低いところへ、

海へ、海洋へ流れていく。それが漂っている。そうした報道がされております。きのう会議で日本の環境大臣がこうした問題に取り組んでいくんだというふうなことで、各国の環境大臣の集まりで合意をしたというふうなことであります。

そうした報道などによりますと、日本がプラスチックの最大の輸出先の中国に輸出したプラスチックが、2017年と比較して3割減少とのことであります。環境汚染の懸念からか、2017年末に厳しく制限、かわりに東南アジア向けがふえましたけれども、こうしたプラスチックの輸入制限や、それから規制を強めていく国もありまして、受け入れの大幅拡大は難しい、このような状況であります。行き場を失ったプラスチックごみは日本国内にあふれており、製品に再生材使用を義務づけるなど、国内対策を進めるべき。このような研究機関の研究員の分析であります。

さて、私たちが消費し、廃棄する町内のプラスチックごみの状況についてお伺いいたします。

**○議 長**

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

**○番 外（町 長）**

ただいま、廣畑議員よりプラスチックごみについてご質問をいただきました。

昨今では、プラスチック廃棄物の問題は国内問題だけでなく、広く国際問題、地球規模的問題としてクローズアップされてきております。リサイクルの面からは、中国における固体廃棄物輸入管理制度改革で、昨年度末より、工業由来の廃プラなども輸入禁止の措置がとられ、従来輸出されていた原料用廃プラスチックが国内で滞留している事例や、国内でのリサイクル量が飽和状態となっていることが、報道されています。

また、海洋問題としてのプラスチック問題があります。海岸における漂着ごみや生態系を含めた海洋環境、航行船舶や観光、漁業への影響などが考えられますが、近年では、海洋中のマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響が懸念されております。

人が生活を営む上でプラスチックはなくてはならないものとなっています。しかしながら、プラスチックごみの対策は住民一人一人の皆さんができることから取り組む必要があると、大変重要であるというふうに考えております。

詳細につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

**○議 長**

番外 生活環境課長 廣畑君

**○番 外（生活環境課長）**

町内のプラスチックごみの状況についてであります。

白浜町では、資源ごみの回収日等に容器包装プラスチックを集めております。昨年度につきましては、約56.5トン分別収集いたしました。回収につきましては資源ごみステーション等で容器包装でないプラスチックや梱包機の故障原因となるものを除去した上で、田辺市内の民間事業者で圧縮梱包した後、できるだけ国内利用をとということで、三重県紀宝町の製紙会社で製糸工場の熱源として現在利用いただいております。

そういうことから、白浜町で発生しているものにつきましては、滞留することがないというふうに考えてございます。

また、その他のプラスチックごみ類につきましては、焼却処理しておりますが、白浜町では町の特性上、流動床炉という形式の焼却炉を採用しており、特に問題なく焼却処分ができております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

町長の答弁、課長の答弁をいただきました。

報道などで住民の皆さんが心配をしていく。自分が分別しているごみ、マヨネーズなどの入れ物に入れている汚れたプラスチックについては焼却をしていく。そうした町の基準について、皆守っているわけでありますけれども、大変心配しておるのは、やはり分別をして洗って、そして資源の日に出しておる。そうした自分たちが町が提示するやり方で分別をしてリサイクルしている、このプラスチックの行き場がほんまにきちんといっているのだろうか、こういう思いが住民にはあります。そういうところでの心配でありますけれども、私ども白浜町については、今のところそうした心配はない、このような答弁でありました。

こうした住民の消費と廃棄のサイクルは、今後どのように変化していくのかというふうなことであります。こうした住民の心配について、6月の今、環境月間であります。もう何回目かになります環境フェアなどが毎年行われておりますけれども、こうした環境フェアの中で、この機会に啓発をしていく、町の環境、衛生施策の住民啓発、このことについて今までにも増して行っていかなければならない、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

今のプラスチックの分別につきましてですが、今後も町民の皆様のご協力をいただきながら、現状の分別収集方法で継続して分別収集を実施してまいりたいと考えてございます。

それから、また今年度も議員がおっしゃいましたように、6月23日、24日に町立体育館におきまして第23回ごみと環境フェアを実施いたします。環境フェアでは、町内の小中学生の環境標語やポスターの展示、またごみのリサイクルや環境保全に取り組む展示、それからリサイクルバザー、使用済み小型電子機器の回収などを実施しますので、よろしくお願い申し上げます。

今後におきましても、議員がおっしゃいますようにこういったイベント等も活用して、ごみ減量や環境保全に関する啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

ぜひ啓発について行っていただきたいと思います。

きのうですか、おとといですか、地元紙の報道で、地元の小学生が上陸の許可をもらって神島の清掃活動をしたとありました。そこに参加した人の話をちらっと聞いたんですけど、やっぱりすごい量だそうです。報道では12袋の大きなごみ袋で集めたというふうなことでありますけれども、ほんまにこの問題というのは今まで何十年もかかって、町民の皆さん、行政が協力しながら分別に取り組んできた、こうしたことがやはり、今、マイナスとなって、

さまざまな国際問題になってきたというふうに思います。やっぱり自分らがそれぞれ一人一人がほんまにこのことについては取り組んでいかなあかんなど、こういう思いを最近特に強くしておるわけであります。

ぜひ、さらなる啓発について、環境問題として取り組んでいっていただきたいし、また我々もそれについて考えて、実際に行動していかなあかんなど、そういうふうな思いをするところであります。

この質問について終わります。

## ○議 長

1つ目のプラスチックゴミ等の回収についての質問は終わりました。次に、2つ目の住宅の耐震改修補助金についての質問を許可いたします。

12番 廣畑君（登壇）

## ○12 番

耐震改修の補助金についてお尋ねします。

報道などによりますと、今般、中央防災会議は南海トラフ地震の最新の被害想定を公表しました。死者、行方不明者は最大約23万1,000人で、2012年8月に発表した32万3,000人から約9万人減少。内閣府は住民の津波からの避難意識が向上したことなどが主な要因と分析しているとのことであります。最新の想定では、全壊、焼失する建物も従来想定の大約238万6,000棟から209万4,000棟に減少、建築物の建てかえや耐震改修が影響していると見られていますとのことであります。そして、政府は、計画に基づいた個々の施策を引き続き推進するとのことでした。

白浜町でも、津波救命艇の設置や避難タワー、避難ビルの設置などに向けて動き出しています。また、公共施設などの耐震化も進められています。

そこで、お尋ねします。住宅の耐震診断や耐震改修について、この補助制度についてお尋ねします。

耐震診断と改修の件数についていかがですか。経年でお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

## ○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 玉置君

## ○番 外（建設課長）

廣畑議員から、住宅の耐震診断や耐震改修の補助制度について、それから、耐震診断と耐震改修の件数についてということでご質問をいただきました。

今後、30年以内に高い確率で発生するとされております南海トラフ地震により、耐震基準を満たしていない住宅は大地震による倒壊の危険性が高く、建物倒壊による人的被害を出さないためにも、耐震化を図る必要がございます。

白浜町におきましても、国の補助制度を活用し、平成16年度より住宅の耐震化に取り組みを進めてきたところではあります。引き続き、国や県と連携し、さらなる耐震化に向けた取り組みを推進していきたいというふうに考えているところでございます。

白浜町では、住宅耐震化を推進するため、耐震診断及び耐震改修費用の一部を補助しております。住宅の耐震診断につきましては、木造住宅の場合は平成12年5月以前に建築され

た住宅が対象となっております。それは町が一般社団法人和歌山県建築士会へ委託し、実施しているところです。診断費用としましては、1戸当たり4万4,000円で、国が50%、県が25%、町が25%の負担となっており、個人負担はなく、診断を受けることができます。

また、鉄骨ですとかRC造りなどの非木造住宅の場合は、昭和56年以前に建築された住宅が対象となっております。耐震診断の費用の3分の2、上限8万9,000円の補助を受けることができます。

また、耐震改修補助金につきましては、耐震診断の結果をもちまして耐震性が不足すると判断された住宅の耐震補強設計費用と耐震改修費用に対しまして、国が50万円、県と町がそれぞれ定額の33万3,000円ずつ、合計最大で116万6,000円の補助を受けることができます。

また、耐震診断と耐震改修の件数についてでございますが、まず耐震診断におきましては、白浜町木造耐震診断事業が平成16年から実施されてございまして、平成30年度までで実施された耐震診断の累計件数は279件となっております。

経年ですが、直近3年の実績を申し上げますと、平成28年度は23件、平成29年度は24件、そして平成30年度は35件となっております。

次に、耐震改修の補助件数につきましては、平成17年度から平成30年度までを累計させていただきます。累計件数は49件で、ここ直近3年間では、平成28年度は3件、平成29年度は10件、平成30年度は9件となっております。

#### ○議 長

12番 廣畑君（登壇）

#### ○12 番

補助制度と、それから件数について経年で直近3年間についてお聞きしました。

そんなに伸びてないな、7,000世帯、8,000世帯の間で推移している白浜町の中で、やはり少ないなというふうに思います。その1つの原因として、なかなかお金の用意、改修に対する補助金はあるんですけども、改修となったらやはり二の足を踏むといいますか、そうしたことだと思います。耐震工事をしたいけども、全体の工事費が思った以上に要るとか、そしてその工事費を業者へ一旦支払って、そして補助金をいただく、そうした段取りの面で全額支払いをちゅうちょする、こういうふうな家庭、施主さんがおられるように思います。そういう中で、自己負担分だけの支払いとなっていく。そして、補助部分を受領委任といいますか、かわって業者がいただく、直で役場から業者に支払っていただく、こうしたようなことが耐震改修にとって前へ向いて進めていくことのきっかけになるのではないのかというふうに思います。

先ほども言いましたけど、中央防災会議も、やはり皆さんの防災の意識が高まっていく中で被害の想定の家屋であるとか、人命の想定が減ってきておるといふふうなことであります。いつ来るかわからんけれども、やはりそうした意識を啓発していく。具体的ところで、町も補助をしていく、そうしたことがほんまに大事やなというふうに思いますので、こうした点について自己負担分だけの支払いとなるほうがええんですけども、そうした補助部分の受領委任の制度の創設についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま、廣畑議員より住宅耐震化の補助金の代理受領についてのご質問をいただきました。

補助金の代理受領につきましては、申請者と契約により耐震改修工事等を実施した工事施工業者が申請者の委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度でございます。この制度を利用することにより、申請者は工事費等と補助金の差額分のみの用意をすればよくなりまして、当初の費用負担が軽減されるものでございます。

本制度の導入につきましては、平成30年度において県より市町村に対しそういう説明がございました。そして、本年度より県内の15市町村で今のような制度が実施されてございます。白浜町といたしましても、住宅所有者が耐震改修に当たり、一時的に負担する費用がある補助金分の経済的負担を解消することによりまして、住宅の耐震化促進に寄与するものというふうに考えてございます。ですので、その制度を実施している市町村の状況も参考にいたしまして、導入に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長

12番 廣畑君（登壇）

○12番

前向きな答弁をいただきました。やはりできる施策を行って、住民にもまた業者の人にも喜んでもらい、また、来るべき災害に備えることができる、このように思います。その検討の中身が事務手続だけであるならば、やはり16番目の町として、今年度はあと半年ほどあるわけでありまして、できるだけ早い機会に検討いただいて、すぐにでも実現できる、そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

このことを申し上げまして、この質問を終わります。

○議長

2つ目の住宅の耐震改修補助金についての質問は終わりました。次に、3つ目の学童保育基準の見直しについての質問を許可いたします。

12番 廣畑君（登壇）

○12番

学童保育基準の見直しについてということで、質問させていただきます。

申し上げるまでもなく、学童保育は児童福祉法に基づいて省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従って町が定めた条例と、国が定めた放課後児童クラブ運営指針に基づいて運営されています。保護者や住民の多くの皆さんの願いのもと、学童保育の運営基準がつけられてわずか4年、また、西富田学童の新築整備、白浜学童の新築整備、それから富田学童、北っ子クラブ、しおつ学童などの次々と子どもたちの発達保障や保護者の願いに沿う形で子育て施策充実の方向へ向かい始めました。先ほども同僚議員の質問にもありました。

この学童保育のそれぞれの施設の学童数とクラス、職員の配置についてどのようになっていますか、お伺いします。

○議長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。



番外 教育長 山中君

○番外（教育長）

廣畑議員より、学童保育についてのご質問をいただきました。

議員ご承知のとおり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、子ども・子育て支援事業計画を策定し、白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を各種関係規定に基づき教育委員会では、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業に取り組んでまいりました。

事業の推進に当たり、学童保育所の建設といった施設の整備、または新たに制度化された放課後児童支援員の育成など受け入れ体制の確保を進め、実施方策を検討しながら、高学年を含めた対象児童の受け入れ枠の拡充に取り組み、児童が安心して放課後を過ごせる場所としてより一層充実した保育サービスが提供できるよう努めてきたところです。

学童保育所の詳細につきましては、教育次長が答弁いたします。

○議長

番外 教育次長 榎本君

○番外（教育次長）

各学童保育所の児童数、支援数、いわゆるクラス数ですが、そして職員の配置について、お答え申し上げます。

白浜学童保育所は2支援、2クラスで46名に対しまして、配置職員は4名、北っ子学童クラブは1支援、26名に対しまして配置職員は3名、しおつ学童クラブは1支援、7名に対し配置職員は2名、ガンバクラブは1支援、27名に対し配置職員は2名、西富田学童保育所は4支援、131名に対しまして11名の職員を配置してございます。

これは月曜日から金曜日までの平常の職員になります。おおむね学童10名につきまして職員1名の体制にしてございまして、特に利用者がふえる夏休み期間でありましたら、障害児の受け入れ状況等によりましては、職員を増員するなどして柔軟に対応しているところでございます。

○議長

12番 廣畑君（登壇）

○12番

先ほどの同僚議員の質問で、それぞれの定数と学童への入所者が報告されましたけれども、そうした子どもたちに対する支援員、あるいは補助員の人数が今示されたわけでありまして。

町の条例について、こうした国の基準が緩和をされて、緩和というのも4年前に整備をされて、それでまた4年後に職員の配置基準を緩和していく。ほんまに朝令暮改やというふうな思いもあるんです。ただしかし、町としては、今の次長の報告にもありましたけれども、そうした1支援当たり、1クラス当たりの職員の配置は2名以上ですよ、こういう答弁でありましたので、一定、私も、あるいは恐らく親御さんも安心しておるなというふうな思いをします。

こうした点については、町は大変よかったなというふう思うわけでありまして、従うべき基準として定められた放課後児童支援員の資格と配置基準が、今言いましたけれども、拘束力のない参酌すべき基準に改定された。運営指針や基準に基づいて条例を定めていますが、運営指針や基準は、学童保育は子どもの安全を守ること。町の資格と配置基準が改定される。

事故や事件、災害のときも、参酌基準については1人で対応せんなん、このようなことなのですが、今の次長の答弁ではそうではありませんけれども、こうした参酌基準を適用するならば、守れないというふうに思います。

こうした町の基準について、参酌基準と町の基準について、考え方をお伺いしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、職員につきましては、放課後児童支援員の資格を取得した者が保育に従事しなければならなくなりました。経過措置といたしまして、5年間の猶予期間が設けられたところでございます。

白浜町では、この経過措置期間中に、放課後児童支援員の資格を学童保育に従事する職員に順次取得してもらうよう努め、また、放課後支援員の資格を取得するための研修を受講できる要件を満たしていない職員につきましても、積極的に他の研修に参加してもらうよう努めてまいったところでございます。その結果、公営、民営学童保育所を含め、19名が放課後児童支援員の資格を取得していただいております。

議員がおっしゃるとおり、この法の改正によりまして、従うべき基準というものが参酌すべき基準と改定となりました。学童保育の運営条件が自治体の裁量に委ねられまして、配置する職員につきましても、資格の有無、必要最低人数などの条件を緩和することが可能となっております。

しかし、厚生労働省が当初、安全性の確保から最低限の基準として定めた、従うべき基準に可能な限り準じていくことが、保育の安全確保と質の向上、ひいては児童を預ける保護者の方々の安心につながるものと考えてございます。

幸いにも、当町におきましては、先ほども申し上げましたとおり、放課後児童支援員の資格を取得した職員を十分確保できてございまして、おおむね児童10人につき職員1名を配置するなど、国の基準を上回る適切な配置であると考えてございます。職員の配置条件を緩めなければ学童保育が運営できないという状況には現在ないところでございます。

また、資格が全てではございませんが、職員には資格取得のための研修を受講していただくことで、自己研鑽に努めていただいて、さらなる保育水準の向上を目指すとともに、信頼のおける学童保育運営を目指してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

参酌基準にはしないよというふうなことであります。

条例、今の体制をお聞きますと、研修など資格もとって、それから19人の支援員さんが県の資格をとられておるということであります。また、補助員さんにつきましても、随時勉強しながら資格をとっていきようなことも聞いたこともあります。やはり支援員さんの負担が、そうした人数を減らすことによって、児童の割合を増大させる配置基準の緩和は白浜町ではないわけですが、緩和を実行すれば人材確保は今以上に難しくなると私は思っ

ておったわけですが、先ほどの同僚議員の質問などもいろいろ考えながら参考にしながら考えますと、ぜひ今の配置基準を守って頑張って取り組んで運営をしていただきたいというふうに思います。

ご存じのように、今日の地域環境の変遷は当然のことですが、子どもたちを取り巻く生活環境などにも影響していると思います。支援員や指導員の研修、また資格研修機会について答弁もいただきましたけれど、自治体などが実施する研修だけではなくて、自身の支援員、指導員としての資質を向上させるために、民間機関などの実施する研修にも参加者がおりますし、そうした参加者に参加するというこの中で一定の補助ができないか、このことをお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

先に職員の配置基準の関係ですけれども、法律では斟酌すべきということで緩和してございますが、白浜町は条例化してございますので、条例改正しなければ条例違反というようなこととなりますので、現在のところは運用ができておりますので、この条例を緩和せずとも運用できるというふうな形で取り組んでいるのが現状でございます。

それと、自己研鑽に対する補助の関係なんですけど、職員の研修等につきましては、例年和歌山県が行います放課後児童支援員や放課後児童クラブ補助員の研修へ受講に行っていただくように勧めているところでございます。いずれの研修も、研修日が日曜日に開催されますので、職員の身体的な負担を配慮し、参加については強制とはせずに希望者のみとしてございます。また、受講に際しましては、公務として取り扱ってございまして、受講に際する旅費や賃金支給をし、参加費が必要な場合には町が負担してございます。

議員がおっしゃいますように、職員の中には放課後児童支援員としての資質向上のためにご自身が自主的に民間等が実施する研鑽に参加していることというのがございまして、そうした部分も承知してございます。ただ大変その辺はありがたいことではございますが、現状としましては、みずからの自己研鑽といいますかそうした部分については、なかなか補助という形でご支援するというのは難しいと考えてございますので、その辺ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

1つは、参酌基準について、条例を変えていくということはずしなないと。現状の中で頑張っているのだということ。それから、研修も県の資格の取得も今まで頑張ってきておるといふようなこと。さまざまプラスの要因があります。

しかし、今後の課題で、勤務時間が昼1時から6時までですか、職員さんの勤務時間ということでもありますけれども、やはりそうした中で、そこに支援員として、あるいは補助員として勤務できる方の年代が、子育てが終わった方々、あるいはパートでといいますか、この時間帯がええよというふうな方々のみの参加であります。やはりなりわいとしてこの学童保育に取り組んでいくというふうなことも必要と違うのかなというふうなことを申し上げて、課題ですけれど、今後、十分検討していただきたい、このことを申し上げまして、質

問を終わります。

○議 長

以上をもちまして廣畑君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日6月18日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、15時21分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和元年6月17日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員